

神奈川県市長会からの「平成31年度 県の施策・
制度・予算に関する要望」に対する措置状況

平成31年3月

神奈川県

目 次

重点要望事項

1	地震防災対策の充実強化.....	1
2	都市税財源の充実強化.....	2
3	社会福祉施策の充実.....	5
4	地域保健医療対策の充実.....	7
5	教育行政の充実.....	10
6	都市環境行政の推進.....	14
7	都市基盤の整備.....	16

要望事項

【安全・安心】	19
【地方行財政】	20
【都市振興】	23
【子育て・健康・福祉】	25
【教育・文化】	36
【環境・エネルギー】	40
【基地対策】	43
【まちづくり・産業】	44

重点要望事項

1 地震防災対策の充実強化

<要望事項>

神奈川県では、都心南部直下地震、三浦半島断層群の地震、神奈川県西部地震、東海地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震などの発生が想定されています。また、県内では全域が首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に、27市町が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、13市町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。

平成27年に神奈川県が東日本大震災後初めて実施した地震被害想定調査報告書では、地震、津波による甚大な被害が想定されており、県内の地震防災対策をより一層強化することが必要です。

については、地震防災対策の更なる強化を図るため、次の事項について要望します。

1 地震防災対策の支援体制の拡充

(1) 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金について、第1次緊急輸送道路に加え、第2次緊急輸送道路及び市が指定する緊急輸送道路補完道路の沿道建築物についても対象とするよう拡充を図ること。

《措置状況》【県土整備局】

県は、地震による建築物の倒壊等で通行障害が起こらないように、緊急輸送道路沿道の建築物について耐震化を促進することが必要と考えています。

そこで、県が指定している緊急輸送道路約2,000kmのうち、災害時の緊急輸送の骨格をなす第1次緊急輸送道路約1,500kmの沿道建築物を優先し、順次、市町村と連携して補助することにより、耐震化を促進しています。

第2次緊急輸送道路や市町村が指定する補完道路の沿道建築物の耐震化支援については、第1次緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の進捗状況を見ながら必要に応じて検討していきます。

<要望事項>

(2) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金について、内部留保を行わず、所要額を年度当初に交付すること。また、経常的に必要となる維持管理に係る経費及び昭和56年5月以前に建てられた旧耐震基準分譲マンションの耐震改修事業に係る経費も補助対象とするよう拡充を図るとともに、補助額、補助率を引き上げること。

《措置状況》【くらし安全防災局】

県では、市町村地域防災力強化事業費補助金により、市町村が行う自助・共助・広域連携の取組等に対する支援を強化しており、引き続き、この補助金により市町村の取組を支援していきます。

同補助金の交付に当たっては、年度途中で局所的な災害等が発生する等、市町村単独での対応が困難な場合に迅速に対応できるようその一部を留保し、具体的な事象がなければ留保額を追加交付する運用を行っており、当初に所要額全額を交付することは困難です。

なお、維持管理等の経常経費は補助対象としておらず、住宅の揺れ対策などの事業に係る経費についても、現時点で見直しは考えていません。

<要望事項>

2 津波対策の強化

浸水想定域への避難施設設置等、新たな津波浸水想定を踏まえた津波防災対策に対する支援を行うこと。また、津波防災地域づくりの推進計画の策定や総合的な津波防災対策について、沿岸市町と十分協議するとともに、国が示す知見や制度に係る情報提供や技術的支援を行うこと。

《措置状況》【くらし安全防災局・県土整備局】

県では、市町村地域防災力強化事業費補助金により、市町村が行う津波防災対策に対する支援を強化しており、引き続き、この補助金により市町村の取組を支援していきます。

また、浸水想定域への避難施設の設置に際しては、県として技術的助言を行うなど、必要な支援を行っていきます。

津波防災対策は、県及び沿岸市町が中心となり、総合的・計画的に推進する必要があるため、「神奈川県津波対策推進会議」や沿岸市町との意見交換会を通じて、国の知見や制度に係る情報提供や協議を行うなど、沿岸市町と緊密に連携しながら取組を進めていきます。

また、津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画の策定に当たっては、津波浸水想定に関するデータの提供など、必要な技術的支援を行っていきます。

＜要望事項＞

3 災害時の踏切早期開放ルールの整備

災害発生時に、避難行動、救出救助活動、消火活動、救援物資の搬送等を迅速かつ効果的に実施するためには、災害発生時の踏切の遮断を早期に開放する必要がある。そのため、鉄道事業者と災害時の踏切の早期開放に向けたルールづくりを進めるよう国に働きかけること。

《措置状況》【くらし安全防災局】

津波等からの迅速な避難や、円滑な救出救助活動を確保する観点から、災害時の踏切対策は重要な課題です。

そのため、県では、「県・横浜・川崎・相模原防災危機管理対策推進協議会」において、平成27年度・28年度の2か年にわたり、国に対して、踏切の早期開放のための鉄道事業者への指導等について要望を行いました。

また、国への働きかけに加え、地域での働きかけも必要なため、今後、鉄道等のライフライン事業者との会合等を通じて、災害時の踏切対策について話し合いを進めていきます。

＜要望事項＞

4 富士山火山噴火による被害想定調査の実施

富士山火山噴火による災害発生の可能性が叫ばれており、噴火した場合、社会生活等への影響が懸念されるため、噴火以降の時間軸と降灰量のシミュレーション等に関する調査を早急を実施すること。

《措置状況》【くらし安全防災局】

本県では、富士山の降灰対策については、自治体レベルでは限界があるため、国が主体となって除去や処分方法など明確な指針を示し、具体的かつ総合的な降灰対策を行うよう、九都県市首脳会議等を通じて国への要望を継続的に行っています。

こうした中、国は、「富士山の大規模噴火における降灰対策の在り方」等の検討を始め、平成30年9月には学識者や関係機関等による「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」を立ち上げるなど、本格的な検討を開始しています。

県としては、国の検討内容を踏まえ、関係機関と連携し検討していきます。

2 都市税財源の充実強化

＜要望事項＞

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地方税源の

充実・確保や国庫補助負担金の充実、地方交付税等の税財政上の措置の在り方など、都市税財源の拡充や国庫補助負担金の実態に即した改善による都市自治体の超過負担の解消などが求められています。

については、都市税財源の充実等を図るため、次の事項について要望します。

1 都市税財源の充実確保

- (1) 平成26年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正を目的とし、法人住民税法人税割の一部を国税化することになり、また消費税率10%段階において更に拡大する見込みであり、このことは地方分権への歩みを止めるものであることから、法人住民税の一部国税化の見直しを行うよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

法人住民税は、法人が所在市町村の行政サービスの提供を受けていることに対して課される税であり、また、企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面も持つ、地方団体の重要な自主財源です。

地方の税源の偏在是正に当たって、地方税を単純に国税化し、偏在是正の財源として活用することは、地方分権の観点に沿った税制のあり方としては不適切です。

地方の税源の偏在是正は、税源移譲や地方交付税の増額により、地方税財源を拡充する中で国の責任で行うよう、あらゆる機会をとらえて国に要望していきます。

＜要望事項＞

- (2) 消費税率の引き上げに伴い施行される法人住民税の税率引き下げによる減収分が、普通交付税不交付団体にも確実に措置される制度設計を行うよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

不交付団体は、法人住民税の税率引き下げによる減収に伴い措置される普通交付税が交付されず、減収の影響が大きいため、国に対しては、こうした不交付団体の厳しい状況について、機会をとらえて伝えていきます。

＜要望事項＞

- (3) 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを実施する際には、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応できるよう、都市自治体への税源移譲の積極的かつ計画的な推進を図るとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、地方税財源を充実強化するよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

地方分権の推進に当たっては、税源移譲により自主財源を確保することが重要であり、また、臨時財政対策債については、本来の地方交付税に復元することが必要であると認識しています。

今後とも、地方税財源の充実が図られるよう、全国知事会などを通じて、機会をとらえて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

- (4) ゴルフ場利用税については、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き堅持することを国に働きかけること。

《措置状況》【政策局・総務局】

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理など各種行政サービスを享受していることに着目して利用者に負担していただく税であり、県、市町村の双方の行政運営に欠かすことのできない財源となっていることから、県としても堅持するよう、県内選出国會議員に対する働きかけや全

国知事会等を通じた要望を行っています。

平成31年度税制改正において、制度が維持されることとなりました。

.....
<要望事項>

(5) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、対象団体を限定せず、全ての地方公共団体に適用するよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

認定を受けた地域再生計画に記載された地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合に、当該寄附に関して税制上の優遇措置を受けることができる、いわゆる「企業版ふるさと納税」について、地方創生の取組を企業の応援により進めていくという趣旨は理解するところです。

しかしながら、神奈川県内の市町村においても、皆同じように人口減少・急速な高齢化などの課題に直面しているところであり、今後、地方創生に積極的に取り組んでいかなければならない状況は、各団体により相違があるものではありません。

県では、制度設計の段階であった平成27年12月に、県内選出の国会議員に対し、市長会、町村会と連名で、県内全団体が「企業版ふるさと納税」の制度対象となるよう要望したところですが、県内全団体が同制度の対象となるよう、引き続き機会をとらえて国に働きかけていきます。

.....
<要望事項>

(6) 中小企業等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者に対し、償却資産の課税標準の軽減措置を実施する市町村に対し、地方固有の財源である固定資産税の減額分を地方特例交付金等で補てんするよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

償却資産に係る固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、行政サービスを享受していることに着目して課税しているものであり、その償却資産の所在する自治体の行政需要を賄う貴重な財源となっていることから、固定資産税の時限的な特例措置については、期限の到来をもって確実に終了するよう、全国知事会等を通じて引き続き要望していきます。

.....
<要望事項>

2 国庫補助負担金の充実

(1) 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等は、都市財政を圧迫するため、行わないよう国に働きかけること。

また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図るよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

国庫補助負担金の削減等に当たっては、その所要額を確実に税源移譲するなど、地方自治体の裁量権の拡大につながる措置がなされるよう、国に働きかけていきます。

また、地方超過負担は、国と地方の財政秩序を乱しており、地方財政を圧迫する原因となっていることから、適切な財源措置がなされるよう、国に強く要望しています。

.....
<要望事項>

(2) 都市自治体の財政負担解消のため、消防防災施設整備費補助金の配分方針について、実態に即した見直しを行うよう国に働きかけること。

《措置状況》【くらし安全防災局】

今後とも、市町村の実態に即した配分方針となるよう、国への働きかけを検討していきます。

＜要望事項＞

3 新たな公債費負担軽減対策制度の創設

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、公的資金補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度を創設し、制度要綱で条件を定める場合は、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図るよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

公的資金補償金免除繰上償還については、平成19年度から24年度まで実施され、25年度は、特定被災地方公共団体に限り認められていましたが、25年度限りで制度が廃止されました。

しかしながら、臨時財政対策債による公債費の増加などにより、県内市町村も厳しい財政状況です。公債費負担の軽減については、引き続き、国に対して働きかけていきます。

なお、県独自の公債費負担の軽減策として、過去に県内市町村が、公共施設等整備のために民間金融機関等から借入した資金を、低利の市町村振興資金貸付金へ借換できることとし、平成27年度から実施しています。

＜要望事項＞

4 普通交付税不交付団体の較差解消及び特例債の創設

厳しい財政状況の中、財政力指数による国庫補助金等の較差が設けられ、さらに臨時財政対策債の借り入れができなくなるなど、普通交付税不交付団体を理由に財政負担を余儀なくされ、財政運営に苦慮している。不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差解消及び特例債の創設を国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

市町村が自立かつ安定的な財政運営を行うことができるようにするためには、国と地方の適切な役割分担のもと、公平かつ十分な財源が確保される必要があります。

こうしたことから、御要望の趣旨も踏まえ、国庫補助金等の補助率の較差の解消等を国に求めていきます。

3 社会福祉施策の充実

＜要望事項＞

今日の我が国は、少子・高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しており、経済や社会保障、地域福祉などの多くの分野に重大な影響を与えています。こうした社会経済情勢のもとでは、社会福祉を向上させ、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが重要です。一方で、社会保障施策の柱のひとつである国民健康保険制度では、自治体における医療助成事業の実施に伴う国庫負担金の減額、障害者福祉施策のひとつである重度障害者医療費助成制度では、対象者の増等に伴う自治体費用の負担増などの課題に直面しています。

については、社会福祉施策を円滑に進め、一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 国民健康保険の国庫負担減額措置の撤廃

自治体が行う医療費助成事業など地方単独事業に対する国庫負担金の減額措置について、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については減額措置を行わないこととされ一部改善されたが、全面的に撤廃するよう国に働きかけること。

《措置状況》【健康医療局】

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」を受けて、未就学児までの医療費助成については、同年12月、平成30年度から減額措置を行わないこととされたところですが、県としても、「平成31年度国の施策・制度・予算に関する提案」や全国知事会等を通じて、国庫負担金等への削減措置の全面廃止について国へ働きかけを行っています。

.....
《要望事項》

2 重度障害者医療費助成制度の充実

- (1) 重度障害者医療費助成制度について、対象者を精神障害者1級の入院及び療育手帳B1の方まで拡大すること。ただし、対象者・対象範囲の拡大に当たっては、市町村の財政負担が増大することのないよう各市町村の意見を取り入れ、県補助金の負担率を100%とするなどの財政措置をすること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

県の補助対象は、身体障害者1・2級、IQ35以下、身体障害者等級3級かつIQ50以下、精神障害者等級1級の重度障がい者（精神障害は通院に係るもの）が対象となっていますが、療育手帳B1の方や、精神障害1級の方の入院を対象とするためには、市町村の財政的負担の問題や精神障害者入院医療援護金制度との関係を整理する必要があると認識しています。

.....
《要望事項》

- (2) 重度の身体・知的障害者の医療費助成制度における、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について、撤廃すること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

重度障害者医療費助成制度については、平成17年度に全市町村から、制度の将来にわたる安定的・継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを求める要望が出されたことから、県では、市町と県で構成する検討会を設置して協議するとともに、全市町村からの意見も聞きながら検討を進め、一部負担金の導入、所得制限の導入、対象者の見直しを行いました。

この制度の見直しは、市町村との議論をもとに行ったもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めていますので、見直しの趣旨を御理解くださるようお願いいたします。

今後の制度のあり方については、見直しによる県民や市町村の影響が大きいことから、制度の様々な課題について引き続き市町村と協議していきます。

.....
《要望事項》

- (3) 地域間で助成対象者に格差が生じないよう、全国統一の制度を創設し、国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障がい者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望していきます。

4 地域保健医療対策の充実

<要望事項>

全ての人々が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実させることが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが必要です。

なかでも医療体制の維持にあっては、産科、小児科医師等の不足が深刻な状況になっており、医師の確保や医療環境の整備・確保などが喫緊の課題になっています。

また、少子化が進展する中、子育て世代が安心して出産、子育てができるよう医療助成などの支援も必要となっています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持

(1) 県の保健医療計画に基づき、深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、医師が充実して働けるような医療環境の整備並びに医師及び看護師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国に働きかけること。

《措置状況》【健康医療局】

県では中期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の特定診療科の医師確保に向けて取り組んでいます。

医師不足及び医師の勤務環境を改善するには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから、医師養成数の増加のため、引き続き臨床研修制度における募集定員を引き上げることなどを国に要望しているところです。

産科・小児科を始めとする救急医療の充実に向けては、患者の症状に応じた適切な医療が受けられるよう救急医療体制の整備を進めるため、今後も、効率的で切れ目のない総合的な医療体制の整備に努めるとともに、「地域医療介護総合確保基金」を活用し事業が実施できるよう、機会をとらえて国に働きかけていきます。

特に産科医不足は、人材育成に時間を要することもあるため、学生や研修医に早い段階から産婦人科の魅力に触れる機会を提供する事業を実施していますが、少子化対策は喫緊の課題であることから、今後も安心安全な分娩提供体制の確保に向け、積極的に取り組んでいきます。

また、看護職員の確保対策については、修学資金の貸付け、民間看護師等養成施設への施設整備費や運営費の補助に加え、潜在看護職員に対する再就業支援、看護職員の離職を防止するための研修事業、院内保育所に対する助成等に取り組んでいるところです。

今後も「地域医療介護総合確保基金」を活用し、看護職員の確保に向けて取り組むとともに、必要に応じて国へ要望していきます。

<要望事項>

(2) 産科医が不足している地域の危機的状況に対し、周産期救急医療システムにおける医療圏格差の解消や産科医師等分娩手当補助事業の拡充を図ること。

《措置状況》【健康医療局】

分娩環境の確保に当たっては、県内の医療機関や産科医師の団体などと連携して、限られた医療資源を有効に活用するため、ハイリスクの分娩と通常の分娩を扱う施設の役割分担を明確化し、産科師を拠点施設に集約化しつつ、妊婦検診などを行う地域の診療所や病院との連携を進めています。

特に、緊急時については、既に県独自の「神奈川県周産期救急医療システム」を構築しており、県内を6つのブロックに分け、基幹病院、中核病院、協力病院を指定し、妊産婦の救急搬送などに対応しています。

地域格差については、医療機関や専門家で構成する「周産期医療協議会」において、地域の状況

を共有しながら検討を進めているところです。

また、周産期医療体制を維持するため、産科医師等分娩手当補助事業については、平成31年度当初予算において、引き続き所要額を措置しました。

.....

<要望事項>

(3) 軽症から急性期まで様々な症状に応じた医療連携体制を強化するため、既存の休日夜間診療所の運営や二次救急医療に対する補助などの総合的な救急医療体制の整備・充実を図ること。

また、同一の二次保健医療圏内における救急体制に格差が生じないように対策を講じるとともに、救急医療体制における広域体制の充実を図るよう対策を講じること。

<措置状況>【健康医療局】

産科・小児科を始めとする救急医療の充実に向けては、患者の症状に応じた適切な医療が受けられるよう救急医療体制の整備を進めるため、今後も効率的で切れ目のない総合的な医療体制の整備に努めるとともに、「地域医療介護総合確保基金」を活用し事業が実施できるよう、機会をとらえて国に働きかけていきます。

.....

<要望事項>

2 医療従事者の養成・確保に対する支援

(1) 地域における安定した医療環境の確保のため、医師や看護師などの医療従事者の処遇改善や勤務環境改善等必要な措置を積極的に講じるよう、医師が不足する地域の病院等に対し、医師の派遣や十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

<措置状況>【健康医療局】

医師不足及び医師の勤務環境を改善するには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから、医師養成数の増加のため、引き続き臨床研修制度における募集定員を引き上げることなどを国に要望しているところです。

医師養成に当たっては、中長期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の特定診療科の医師確保に向けて取り組んでいます。

なお、医療従事者の勤務環境の改善に向けては、医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関へのアドバイザーの派遣や研修会等の支援を行っています。

また、看護職員の確保対策については、修学資金の貸付け、民間看護師等養成施設への施設整備費や運営費の補助に加え、潜在看護職員に対する再就業支援、看護職員の離職を防止するための研修事業、院内保育所に対する助成等に取り組んでいるところです。今後も「地域医療介護総合確保基金」を活用し、看護職員の確保に向けて取り組んでいきます。

.....

<要望事項>

(2) 県においては、深刻な医師・看護師不足に対応するため、医師・看護師等の修学資金の拡充を図るなど、医師の確保、看護師の養成・確保について必要な措置を講じるとともに、県立足柄上病院を含む県立病院における医師の確保などの医療体制の充実を図ること。

<措置状況>【健康医療局】

医師養成に当たっては、中長期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の特定診療科の医師確保に向けて取り組んでおり、現在、36名の医師が県内医療機関等で勤務しています。

看護職員の確保対策については、修学資金の貸付け、民間看護師等養成施設への施設整備費や運

営費の補助に加え、潜在看護職員に対する再就業支援、看護職員の離職を防止するための研修事業、院内保育所に対する助成等に取り組んでいるところです。今後も「地域医療介護総合確保基金」を活用し、看護職員の確保に向けて取り組んでいきます。

県立病院について、県は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の中期目標において、多様な採用方法などにより、質の高い医療人材の確保に努めるよう指示しています。

.....

<要望事項>

- (3) 産科医が不足している地域の危機的状況を改善するため、質の高い効率的な保健医療体制整備の施策として、県内医科大学の地域枠拡充や医師等就学資金の拡充を図るなど、診療科や地域における医師の偏在解消に取り組むこと。

<<措置状況>>【健康医療局】

産科医の確保について、県では中期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の医師確保に取り組んでおり、現在、産科を希望する11名を含む36名の医師が県内医療機関等で勤務しています。

また、平成31年度で終了する地域枠については、平成32年度以降も継続するよう、国に要望しているところです。

.....

<要望事項>

- (4) 保健師等の大幅な不足が見込まれていることなどを踏まえ、保健師を総体的に増やすための対応策を講じるよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【健康医療局】

市町村の保健サービスを持続可能なものとするための保健師の確保は、今後ますます重要性が増すことから、保健師を総体的に増やす対応策については、あらゆる機会をとらえて国に働きかけていきます。

.....

<要望事項>

- (5) 県においては、市町村保健師の確保等のため、潜在保健師の復職支援や人材データバンクの構築など、保健師確保に向けた取組や、県保健師による市町村への直接的な技術指導などによる人材育成に取り組むこと。

<<措置状況>>【健康医療局】

市町村の保健師の確保については、平成30年7月5日に開催した「市町村における保健師の人材確保に関する意見交換会」や、市町村課が実施する、「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」企画部会等の検討を踏まえ、保健師の派遣を希望する市町村に対し、一定以上の職務経験を持つ県職員をローテーションにより派遣していきます。

また、保健師の養成機関である県内大学を訪問するほか、県ホームページに行政保健師の仕事を紹介する「保健師ナビ」により、県を始めとする行政の保健師としての就職を引き続き勧奨するとともに、神奈川県ナースセンターの無料職業紹介事業を活用して未就業の保健師等の復職を支援することにより、保健師の確保に向けて取り組んでいきます。

県保健師による市町村への直接的な技術指導や資質向上については、保健福祉事務所で実施している管内保健師業務連絡会議や研修会、研究発表会などの定期的な開催、「かながわ方式保健指導」の実施等による保健活動の現場における知識や技術の伝達のほか、平成30年度に開始した国保データ等の分析活用事業において、市町村と県の職員が一緒に地域の健康課題について議論し、事業を企画する等実践的な研修により、相互にスキルアップを引き続き図っていきます。

<要望事項>

3 小児医療費助成制度の創設

子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

小児医療費助成制度については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するよう、県として、国に対して、「平成31年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っており、今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけていきます。

<要望事項>

4 小児医療費助成制度の充実

小児医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、県の補助率を引き上げること。また、対象者の一部負担金を撤廃するとともに、補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大すること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

県では、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、小児医療費助成制度の実施主体である市町村に対して補助を行っていますが、一部負担金や所得制限の撤廃の今後の方向性については、対象者が多く、県民への影響も大きいため、慎重に検討していきます。

なお、通院に係る小児医療費助成制度については、県と市町村との協議により、病気にかかりやすく病状が急変しやすいため、医療費の負担が非常に重い小学校就学前までの子どもを補助対象としていることから、補助対象年齢の引き上げは考えていません。

県としては、同制度について、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して、「平成31年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っています。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけていきます。

5 教育行政の充実

<要望事項>

少子高齢化の進行、国際化、情報化の進展など、子どもを取り巻く状況は大きく変化しています。このような時代にあって、明日を担う人づくりを進めるに当たり、「何を知っているか」だけでなく、「それを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」までを視野に入れ、社会の変化を柔軟に受け止めることができる人の育成が求められています。

神奈川県教育ビジョンは、自己肯定感を基盤として、「他者を尊重し多様性を認める思いやる力」、「自立してたくましく行き抜くことのできる力」、「社会との関わりの中で自己を成長させ社会に貢献する力」の育成を掲げています。

については、さまざまな課題を抱えた子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応するための特別支援教育の教職員配置等の充実・強化、不登校等の学校不適應への対策、ICT教育の推進による学習意欲の向上や確かな学力の定着を図る取組等を進めるため、次の事項について要望します。

1 教員数配置の充実強化

- (1) 学級編制の弾力化や少人数学級編制の推進を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(標準法)を改正し、教職員定数の増員及び指導方法工夫改善の加配定数を維持しつつ財政措置を講じるなど、35人学級の拡大に取り組むよう国に働きかけるとともに、県においても35人学級の維持・拡大に取り組むこと。

《措置状況》【教育局】

県では、少人数学級の拡大について、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて国に要望しており、今後も、法改正により早期に35人以下学級を拡大するよう、引き続き要望していきます。

また、県教育委員会としては、義務教育における様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するために、地方が弾力的に教職員定数を決定できるようにするとともに、市町村が自主的、主体的に学級編制を行えるよう、いわゆる義務標準法を改正する必要があると考えており、国に要望しています。

なお、県による「35人以下学級」の小学3年生以上への拡大を実現するためには、義務標準法に定めのない県単独事業としての財源措置が必要となりますので、現在の非常に厳しい財政状況の下では困難です。

＜要望事項＞

- (2) 教員が子ども一人ひとりに向き合う時間を確保するため、1クラスの人数を減らす措置と並行し、少人数学級の学級担任や学級担任外の教職員を増員すること。

《措置状況》【教育局】

県では、学校における働き方改革を推進し、教員が子どもに向き合う時間を確保するため、教職員定数の改善を国に要望しています。

また、義務教育における様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するために、地方が弾力的に教職員定数を決定できるようにするとともに、市町村が自主的、主体的に学級編制を行えるよう、いわゆる義務標準法の改正を国に要望しています。

なお、少人数学級の学級担任や学級担任外の教職員を増員することは、県単独事業として加配定数を措置する必要があるが、県の厳しい財政状況の下では困難ですが、今後とも国の動向を注視しつつ、引き続き国に要望していきます。

＜要望事項＞

- (3) 学級数、児童・生徒数が多く、特に課題を抱えている学校においては、教頭の業務負担が大きく、深刻な課題となっている。多様化する課題に適切に対応するため、教頭の複数配置や業務アシスタント等の配置など、人員体制の拡充を図ること。

《措置状況》【教育局】

教頭の業務負担の軽減に当たっては、基本的には、総括教諭の役割を踏まえた運用や既存の加配定数の活用による対応をお願いするものですが、各学校の規模や抱える課題に応じて、教頭の複数配置について、弾力的な配置も検討していきます。

ただし、現時点においては、義務標準法に定めのない定数外の配置については、県の厳しい財政状況の下では困難です。

業務アシスタントについては、まず教員の業務を整理することが必要と考えており、県内の5地区の小・中学校に学校経営アドバイザーを派遣する取組を行いました。その中で、アドバイザーが学校を訪問して各学校の状況等を把握し、具体的な取組を検討した上で、実践しました。

今後、各地区のアドバイザー派遣事業の成果を取りまとめ、県内市町村教育委員会に周知していくとともに、平成31年度もアドバイザーを県内5地区の小・中学校に派遣し、教員の働き方改革の

取組を支援していきます。

また、「神奈川の教員の働き方改革検討協議会」においては、国で行われている勤務時間の上限の目安の設定などの議論を踏まえ、教員の意識改革なども含め、実効性のある対策を検討していきます。

そうした中で、県教育委員会として市町村教育委員会にどのような支援ができるかを検討していきます。

.....

<要望事項>

- (4) 平成32年度から全面实施となる小学校の外国語教科化に向け、専門知識を有した教員及びネイティブ・スピーカーである外国語指導助手（ALT）の配置、並びに効果的な授業実施のためのICT機器の整備に対する財源措置について国に働きかけること。

《措置状況》【教育局】

指導体制の充実として、中核的教員の養成を国の英語教育推進リーダー中央研修及び県の小学校外国語教育指導力向上研修の実施と、横浜国立大学及び神奈川大学との連携による中学校英語教員免許取得講習の実施を通して、引き続き教員の専門性の向上に努めていきます。

また、平成31年度は、小学校に専科教員を配置することとしました。

小学校における外国語指導助手の雇用への財政支援の充実については、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて国に要望しており、引き続き働きかけていきます。

また、ICT機器等学習環境の整備に関しては、文部科学省が作成したデジタル教材の活用等について周知を図っていきます。

.....

<要望事項>

2 特別支援教育の教職員配置等の充実強化

- (1) 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に専任の特別支援教育コーディネーター、専門教員、支援員等の加配や、非常勤講師、特別支援教育巡回相談チームへの職員等の派遣など、人的体制の充実による状況の改善を図るとともに、その支援について国に働きかけること。

《措置状況》【教育局】

特別支援教育コーディネーターについては、義務標準法に定めがないことから、県単独事業として加配定数を措置する必要があり、県の厳しい財政状況の下では困難です。

なお、県では、特別支援教育と不登校への対応を兼ねた「教育相談コーディネーター」の養成研修講座を平成16年度から開始し、平成19年度から、県内全公立小中学校（指定都市及び中核市を除く）において、1名以上の教育相談コーディネーターを指名しています。

今後も継続して講座を実施し、各学校に複数の教育相談コーディネーター養成研修講座の受講修了者を配置できるように取り組んでいきます。教育相談コーディネーターに係る教職員定数の改善については、引き続き国に働きかけていきます。

また、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒の支援について、県としては、特別支援学校のセンター的機能を活用して、小中学校等への支援を行っていますが、今後もそうした機能のさらなる推進を図っていきます。

特別支援学級については、義務標準法に基づき1学級当たり8人を上限とする学級に教員を配置するとともに、学級担任のほか児童・生徒数を勘案し、予算の範囲内で加配措置を講じています。

県としては、特別支援学級の教職員定数を改善するよう、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて国に働きかけるとともに、引き続き予算の確保に努めていきます。

また、文部科学省で、平成28年7月に取りまとめられた「次世代の学校指導体制の在り方について」において、特別支援教育の対象となる子どもの増加への対応として、教職員定数の充実が記載されていることから、今後も国の動向を注視していきます。

県では、教育相談コーディネーターの業務支援や、学習面や生活面での特別な配慮を必要とする

児童・生徒に対し、適切な教育支援を行うための非常勤講師を派遣しています。非常勤講師の配当時間の拡充については、現在の厳しい財政状況の下では困難ですが、その重要性は十分認識しており、今後とも必要な予算の確保に努めていきます。

なお、インクルーシブ教育の推進を図るため、平成31年度は指定都市を除く15市町村の小学校各1校を指定し、教育相談コーディネーターを中心とした、すべての子どもを支援する体制を整備するため、非常勤職員を新たに配置することとしました。

<要望事項>

(2) 特別支援学級において医療的ケアを必要とする児童・生徒の安全を確保するための看護師等の配置に対し必要な財政措置を講じること。

《措置状況》【教育局】

県では、公立小・中学校において医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、当該市町村教育委員会が安全に医療的ケアを実施できる体制を整備するために、県立特別支援学校のセンター的機能を活用し、県立特別支援学校に配置した看護師が巡回する支援を行っていますが、今後もそうした機能のさらなる推進を図っていきます。

また、医療的ケアを必要とする児童・生徒の安全を確保するための看護師等の配置に係る地方財政措置の拡充については、引き続き国に要望していきます。

<要望事項>

3 不登校等の学校不適応対策

(1) かながわ教育ビジョンでも推進されているように、心ふれあうきめ細やかな指導の充実を図るため、適応指導教室専任教諭を増員し、現在、中学校に配置されているスクールカウンセラーを小学校全校へ単独配置できるよう必要な財政措置について積極的に取り組むとともに、年間245時間の勤務時間を確保すること。

《措置状況》【教育局】

教育支援センター（適応指導教室）専任教員は、県単独予算として配置しており、これ以上の増員は困難ですが、現在の配置継続に努めていきます。

スクールカウンセラーについては、指定都市を除く全公立中学校に配置し、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しましたが、国庫補助率が平成20年度に2分の1から3分の1に削減されたことから、現行制度の中で小学校全校へ単独配置することは、県の厳しい財政状況の下では困難です。

また、スクールカウンセラーの必要な勤務時間数を確保できるよう、都道府県教育委員会の意向を踏まえた国庫補助額の決定等について国に働きかけています。併せて、国庫補助率の引き上げ等についても、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて国に要望しており、今後も継続して働きかけていきます。

<要望事項>

(2) 児童・生徒の複雑化する問題行動に対応できる相談体制の整備を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーや訪問相談員（心理専門職）について、派遣の拡大及び配置を維持すること。

《措置状況》【教育局】

問題行動等の背景にある社会的な課題や家庭の問題など、学校だけでは解決できない内容に対応するため、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを平成21年度から配置しており、平成31年度は、2人増員して44人を配置することとし、学校と関係機関との連携による対応に努め

ています。

今後、市町村教育委員会と検討・協議を行い、県・市町村の役割分担等を整理した上で、各市町村の状況に応じた配置計画を作成し、県によるスクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充に向けた検討を進めていきます。なお、スクールソーシャルワーカーの国庫補助率の引き上げ等については、県及び全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて、引き続き国に要望してまいります。

.....
<要望事項>

4 県費学校栄養職員の配置基準見直し

食育推進と学校給食の充実を図るため、学校給食単独調理場校への県費栄養職員を550人未満の学校でも1人を配置するよう標準法の基準を見直すこと。また、共同調理場においても配置人数を拡充するよう見直すこと。

<措置状況>【教育局】

学校栄養職員等の配置については、いわゆる義務標準法に規定があるため、現行の基準を上回る配置について、県の厳しい財政状況の下では困難です。

なお、国に対しては、食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るため、栄養教諭及び学校栄養職員の定数を改善するよう、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて要望しています。

6 都市環境行政の推進

<要望事項>

地域社会における快適な生活環境の形成には、地域の実態に即したごみ処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた廃棄物処理政策の推進が重要です。廃棄物処理政策の推進は、地球温暖化防止対策や自然環境保全にも寄与します。

全国的に、廃棄物処理施設の老朽化が進む中で、将来にわたり、安全で安心な廃棄物処理を継続していくためには、既存施設の計画的な維持管理や施設の長寿命化への取組が必要です。さらに、本年3月に改定された災害廃棄物対策指針においては、近年頻発する大規模地震等の災害に備え、国、都道府県、市区町村の役割が明確化され、災害廃棄物の受入施設の増強や組織体制の強化などが急務となっています。

また、現在の家電リサイクル法に基づく費用負担の仕組みでは、家電製品の不法投棄が後を絶たず、処理を行う自治体の負担となっています。

については、都市環境行政の推進を図るため、次の事項について要望します。

1 廃棄物処理対策

(1) 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、要綱に定める交付率による交付金額を割落としせず地方が必要とする総額を確保するよう国に働きかけること。また、国が要綱に定める交付率による交付限度額からの割落とし分については、県において神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金の上限に上乗せするなど、国の交付金制度を補完する支援を積極的に行うこと。

<措置状況>【政策局・環境農政局】

循環型社会形成推進交付金については、「平成31年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、国に承認された循環型社会形成推進地域計画に基づく市町村の事業実施に合わせ、必要な予算額を確保することを国に要望しています。

また、市町村自治基盤強化総合補助金は、市町村の行財政基盤の強化に資する広域連携の取組等

を支援するもので、三浦市と横須賀市との連携による最終処分場整備事業などにも、活用されています。

引き続き、市町村の広域連携の取組については、市町村自治基盤強化総合補助金により、支援してまいります。

.....

<要望事項>

(2) ごみ処理広域化により整備する中継施設は、国のダイオキシン類等の削減方針等にも寄与することであることから、循環型社会形成推進交付金交付要綱で定める範囲を限定せず、交付対象事業となるよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【環境農政局】

ごみ処理広域化により整備する中継施設については、「平成31年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、範囲を限定せずに交付対象とすることを要望しています。

.....

<要望事項>

(3) 循環型社会の構築及び不法投棄を未然に防止するため、「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）の対象となる家電製品の指定品目の追加を行うとともに、リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善するよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【環境農政局】

家電製品の指定品目の追加については、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行により、リサイクルの対象となる家電製品が拡大されています。

リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善することについては、「平成31年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、国に要望しています。

.....

<要望事項>

(4) 災害廃棄物対策指針においては、災害廃棄物の仮置場の候補地を事前に設定することが求められているため、取得費用の補助制度を創設するよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【環境農政局】

災害廃棄物の仮置場の取得費用の補助制度の創設については、機会をとらえて国に伝えてまいります。

.....

<要望事項>

2 有価物等の取扱者への規制・指導

再生業者の保管庫等において高く積まれた鉄くず等の火災や倒壊事故が発生し、周辺住民に不安を与えている。鉄くず等のうち有害使用済機器については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、適正に保管するよう規制や指導が行われることとなったが、火災及び倒壊事故の原因となった金属スクラップ等は有価物であることから、法規制の対象外となっている。このため、廃棄物と同様に金属スクラップ等の有価物、資源物についても、取り扱う事業者に対し、広域的な規制や指導ができるよう、県において条例整備などに取組むこと。

<<措置状況>>【環境農政局】

法の対象となっていない金属スクラップ等の取扱者に対する規制及び指導については、個別の事案に応じて、事業者に安全確保の自主的な取組を求めることとしていますが、その効果が認められない場合は、法の規制対象に含めるよう国に要望してまいります。

7 都市基盤の整備

<要望事項>

各都市が個性豊かで活力あるまちづくりを推進するために、更なる地域経済の活性化と雇用の安定、拡大が求められています。

また、地域経済の活性化を推進するためには、都市基盤の整備とともに、地域の実情に合ったまちづくりを都市自らが決定できる権限を持つことが重要です。

については、住民が住み続けたいと思う快適で活力ある地域社会実現のため、次の事項について県の積極的な支援を要望します。

1 インフラ整備に係る国庫補助の確保

社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金などのインフラ整備に係る国庫補助金は内示額が要望額を下回っているため、地方が必要とする総額を確保するとともに、地域の実情を勘案して適切に配分するよう国に働きかけること。

《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

県では、社会資本整備総合交付金について、地方が必要とする所要額を安定的かつ継続的に確保するよう、「平成31年度国の施策・制度・予算に関する提案」等において国に要望していますが、今後も機会をとらえて国に働きかけていきます。

また、農山漁村地域整備交付金などのインフラ整備に係る国庫補助金についても、引き続き国に対して地域の実情を説明し、予算の確保を要望していきます。

.....

<要望事項>

2 急傾斜地崩壊対策の推進

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するよう国に働きかけるとともに、復興特別税の活用により、国の公共事業採択基準未満のがけに対する県単独事業を拡大し、がけ整備を促進すること。

《措置状況》【県土整備局】

県では、急傾斜地崩壊対策工事における公共事業の採択基準の緩和について、「国の施策・制度・予算に関する提案」や予算要望時等において国に要望していますが、全国的に整備水準が低いことから認められていません。県としては、今後も引き続き機会あるごとに要望していきます。

また、復興増税を活用できる緊急防災・減災事業の対象となるのは、防災拠点施設や避難路などの整備であり、県では、沿岸部の急傾斜地崩壊防止施設に津波避難階段を整備する県単独事業の財源として活用しています。

.....

<要望事項>

3 道路の整備

国・県道の早期事業化、整備促進等について、広域的な経済効果や防災対策等、地域生活に密接な関わりを有する広域幹線道路や国・県道の未整備区間等の早期事業化や整備促進等を国へ働きかけるとともに積極的に取り組むこと。

また、地域を結ぶ橋梁の整備促進、交通円滑化や利便性向上のための有料道路の無料化及びETCの導入、広域農道の整備促進に取り組むこと。

《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備や橋りょうの新設・架替を進めているところであり、引き続き必要な道路予算の確保などについて、国に働きかけると

ともに、国道等の整備に取り組んでいきます。

道路公社が管理する道路の無料化については、開通後の利用交通量が計画を下回る道路もあり、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極めていく必要があります。

E T Cについては、国や高速道路会社等により、駐車場において試行運用を行い、ネットワーク型E T Cの技術的課題解決に目途がついたところであり、県と道路公社は、有料道路での実験に向けた準備を進めていきます。

広域農道の整備については、引き続き国の予算確保に努めながら、事業の早期完成を目指していきます。

<要望事項>

4 河川・海岸の整備

(1) 河川の整備促進について、大雨等による浸水被害等から住民の生命、財産を守るため、河川の整備促進、河床に堆積した土砂の浚渫、安定した放流量の維持、歩行空間等の環境整備に取り組むこと。

《措置状況》【県土整備局】

県では、過去に水害が発生した河川や都市化の進展が著しい地域を流れる18河川について、「都市河川重点整備計画」に位置付け整備を進めており、引き続き河川整備の推進に努めていきます。

河川に堆積した土砂の撤去については、現在の河道の流下能力を最大限活かすために重要な取組と考えており、また、多くの市町村から御要望をいただいていることから、平成29年度から、県全体での堆積土砂の撤去に係る予算を増額したところです。

個々の河川での実施に当たっては、土砂の堆積状況を見ながら実施することとしており、今後も河川の適切な維持管理に努めていきます。

また、河川における歩行空間等の環境整備については、具体的に御相談ください。

<要望事項>

(2) 海岸の保全について、侵食された砂浜の回復による海岸利用者の安全確保と海岸周辺の魅力向上や環境整備等の海岸管理対策に取り組むこと。

《措置状況》【県土整備局】

相模湾沿岸の砂浜は、景観を含めた優れた自然環境を構成する重要な要素であり、優れた消波機能のほか、地域の文化・環境・海洋性レクリエーションの活動の場としての機能を有しています。

そのため、県では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした侵食対策を、砂浜の変化や回復状況に応じて着実に実施しています。

今後も砂浜の調査等を行いながら、良質な養浜材の確保に努めるとともに、養浜事業を効率的・効果的に実施し、砂浜の回復に引き続き取り組んでいきます。

<要望事項>

5 バリアフリー新法施行に伴う諸施策への支援

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に適合したノンステップバスの普及促進に向け、バス事業者の車両導入経費に対する支援制度を創設すること。

《措置状況》【県土整備局】

ノンステップバスの導入は、バス事業者が行うものと認識していますので、支援制度の創設については考えていません。

なお、県ではバス事業者に対し自動車税や自動車取得税を減免するといった税制上の措置を講じています。

.....
<要望事項>

(2) 鉄道駅のバリアフリー化の推進について、国のバリアフリー基本方針の内容を踏まえ、支援制度を拡充すること。

《措置状況》【県土整備局】

鉄道駅のバリアフリー化については、鉄道事業者が行うものと認識していますので、これ以上の支援制度の拡充は考えていません。

なお、県では、整備コストが高い、エレベーターとホームドアに対して、国と市町村と協調して補助を行い、設置促進を図っています。

要 望 事 項

【安全・安心】

1 地域防災力・災害対策の強化

<要望事項>

1 地震防災対策の支援体制の拡充

国の技術的助言に基づく「小規模な倉庫」の取扱いについて、特定行政庁でない自治体において地域の自主防災組織が防災備蓄倉庫の用途に資するために設置する際の要件を緩和すること。

《措置状況》【県土整備局】

建築基準法は、建築物の構造等に関する最低の基準を定め、その安全性等を確保することにより、国民の生命・財産等を保護することを目的としています。

そのため、建築物を建築する場合には、小規模なものであっても建築確認により関係規定への適合性を審査し、周囲に対する影響や、地震・火災等により発生する被害に対して、安全性等を担保する必要があります。

国土交通省では、平成27年2月に技術的助言を発出し、土地に自立して設置する小規模な倉庫のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについて、貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとしています。

県では、この技術的助言の趣旨を踏まえて、県内の特定行政庁等で構成する「神奈川県建築行政連絡協議会」において、小規模倉庫の具体的な取扱いを定めています。

県としては、防災備蓄倉庫の設置を促進する自治体によって倉庫の安全性が担保される場合等では、技術的助言の範囲内でどのような対応が可能か改めて検討し、その考えを個別に緩和の要望のあった自治体へ平成30年5月にお示しして、その内容について御検討いただいているところで、引き続きの御要望がある場合については、県へ御相談くださるようお願いいたします。

<要望事項>

2 津波対策の強化

津波対策として、国道134号下への開閉式の防潮扉の設置や防潮堤のかさ上げなどの防災対策を実施すること。

《措置状況》【県土整備局】

国道134号に設置されている市管理の地下通路への防潮門扉の設置については、技術的助言を行うなど、県としても必要な支援を行っていきます。

また、県が管理する防潮堤などの海岸保全施設の整備に当たっては、施工性・経済性・周辺環境との調和などを総合的に考慮し、地域の皆様や関係市町の御意見を伺いながら、施設の整備計画を取りまとめていきます。

2 治安対策の強化

<要望事項>

1 防犯カメラ設置事業への補助制度の継続

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機として、市内の交流人口が増えることによる犯罪発生リスクが懸念される中、地域における防犯力の強化を図る必要があるため、神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金の交付について、今後も継続し、併せて防犯カメラの補助

対象台数を拡大すること。

《措置状況》【くらし安全防災局】

神奈川県地域防犯力強化支援事業は、平成28年度から平成31年度の4年間で800台の地域防犯カメラの設置を支援することを目標としていましたが、地域住民や市町村等のニーズに早急にお応えするとともに、地域防犯カメラの設置効果の早期実現を狙い、計画を1年前倒しし、平成30年度中に800台の設置を支援するよう、取り組みを進めています。

本事業の開始以降、防犯カメラの設置ニーズが高く、各市町村からも継続の要望があることから、平成31年度を最終年度として支援を行います。

.....
<要望事項>

2 さがみ野駅周辺地区の共同警戒に関する協定の強化

さがみ野駅北側地域について、パトカーや交番勤務員により、パトロールの頻度を増やすなど、さがみ野駅周辺地区の共同警戒に関する協定に基づく警備体制を更に強化すること。

《措置状況》【警察本部】

さがみ野駅北口地区は、地域における行政区の特殊性を考慮して、平成13年5月、海老名警察署の開設を機に事件事故への迅速な対応と処理を図るため、平成14年10月、海老名、大和及び座間の3警察署による「さがみ野駅周辺地区の共同警戒に関する協定」を締結して対応しています。

今後も、「東原パトカー立寄所」に対しては、定期的に臨時交番を開設するとともに、パトカーや交番勤務員等による立寄りや警戒等の強化を図り、治安維持に努めていきます。

【地方行財政】

3 中核市移行の推進支援

<要望事項>

中核市移行の推進支援

- (1) 中核市への円滑な移行を実現するため、対象市に対する積極的な情報提供を行うとともに、移行を考える市が保健所業務をはじめとする中核市に係る事務を円滑に引き継げるよう、人的支援並びに県単独事業に関する激変緩和措置の制度化、中核市移行準備経費に係る「神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金」の枠拡大など財政支援の更なる拡充を図ること。

《措置状況》【政策局】

平成29年4月に保健所政令市に移行した茅ヶ崎市に対しては、県民への保健所サービスの水準が維持されるよう、県職員の派遣や、県庁舎の使用料免除等の財政的支援を行っているところです。

また、中核市移行に関する検討については、平成27年度、「茅ヶ崎市の中核市移行に係る県市連絡調整会議」を設置し、当該会議を通じて、中核市移行に向けた県・市相互の連絡調整や情報交換を行ってきました。

併せて、中核市に移行した場合に県から移譲する事務及びその課題、財政面での影響などについて庁内調査を実施し、適宜、情報提供を行ってきたところです。

また、県では、これまでも市町村自治基盤強化総合補助金により、県からの権限移譲の準備のための事業や、市町村が広域的な連携を行う事業に対して補助を行い、市町村の自治基盤の強化を支援してきました。

引き続き、市町村自治基盤強化総合補助金により、市町村への事務権限の移譲や広域的な連携を支援していきます。

<要望事項>

(2) 中核市における児童相談所の設置に向けては、設置に係る支援体制の拡充を引き続き検討するとともに、財政支援及び制度・運用面の支援を強化するよう国に働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

平成29年度から「要保護児童対策調整機関の調整担当者研修」が義務化され、県所管地域の市町村職員を対象として実施していますが、横須賀市の依頼を受けて、受講の必要のある職員の受入も併せて行っています。

なお、中核市移行に伴い児童相談所の設置を希望される都市に対しては、平成30年7月20日付け子発0720第2号「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について」(厚生労働省子ども家庭局長通知)において、13ある緊急対策の柱の一つとして、「中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進」が掲げられたところであり、県としても必要な協力を行います。

また、「市町村の要保護児童対策地域協議会等への支援」として、相談窓口の整備やネットワークの充実、人材養成・確保が図られるよう、適切な財源措置を行うことについて、引き続き国に対して要望しています。

4 社会保障・税番号(マイナンバー)制度

<要望事項>

社会保障・税番号(マイナンバー)制度運用に係る支援

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の運用に当たり、各自治体間の更なる情報共有を支援するとともに、法定受託事務であることから、通知カード及び個人番号カードの交付に要する経費も含む事務経費及び情報システムと情報セキュリティ対策に係る運用経費の全てを補助対象として認め、その全額を措置するよう国に働きかけること。

《措置状況》【総務局】

県では、「平成31年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、「現行の仕組みの見直し等を行う際には、地方自治体の実務が円滑に進むよう、十分な情報提供を行うこと。」を国に提案しています。県内市町村への情報提供については、市町村の事務の実態を踏まえ、適切に実施するとともに、市町村相互の情報共有についても支援していきます。

また、地方自治体において必要となる経費については、「情報連携やマイナポータルの運用に伴うシステム改修を行った地方自治体に対しては、適切な財政措置を講じること。」を国に提案しています。

今後も、地方に影響を与える制度の導入等に当たっては、「国と地方との協議の場」等において地方と十分協議を行い、地方の同意を得て実施することを求めるとともに、適切な財政措置を講じるよう、働きかけを実施していきます。

5 地方消費者行政の充実強化

<要望事項>

地方消費者行政推進交付金の確保

(1) 地方消費者行政推進交付金の活用期間が終了することで、今まで充実させてきた事業の継続や、相談受付のサービス水準の維持が非常に困難となるため、交付金の活用期間を延長し、継続して財政支援を講じるよう国に働きかけること。

《措置状況》【くらし安全防災局】

県では、引き続き県内の消費者行政の充実を図るため、平成29年8月に「同交付金の安定的な継続、予算額の確保及び年限の延長並びに同基金の活用範囲の拡大など、充実強化に向け措置を講じること」について国に提案を行ったところですが、年限の延長について示されないまま、地方公共団体への支援として、新たに「地方消費者行政強化交付金」が創設されました。

そこで、平成30年8月には「(略) 推進事業分については安定的に継続し、交付額を十分に確保する等、引き続き有効に活用できるようにすること。」と併せて、年限の延長についても国に提案を行ったところ です。

今後とも、必要な財源の確保について、機会をとらえて国に働きかけていきます。

.....
<要望事項>

(2) 神奈川県消費者行政推進事業費補助金による支援を継続すること。

《措置状況》【くらし安全防災局】

県では、国の財政措置終了後に県単独の補助金を交付する「神奈川県消費者行政推進事業費補助金」を新たに創設しましたが、その趣旨は、激変緩和措置として時限を定めて設置したものです。

6 都市財政充実強化のための県補助金の是正

<要望事項>

都市財政充実強化のための県補助金の是正

(1) 県補助金の削減や、一括交付金化という看板のもとでの減額などは、市町村の負担となって財政を圧迫し、住民サービスの低下につながりかねない。見直しに当たっては、個別に関係団体の意見を反映する等のきめ細やかな検討を行い、安易な休廃止や減額を行わず、検討内容や経過について市町村と十分な調整を行うとともに、徹底的に事務を簡素化し、県・市町村負担の軽減策を講じたうえで、所要額総額を確保するための十分な財政措置を講じること。

《措置状況》【総務局】

補助事業については、県市町村の適切な役割分担や社会経済状況の変化への対応といった観点から、不断の見直しが必要です。その結果、補助制度の廃止や制度変更といった対応が必要となることや、厳しい財政状況を踏まえ、予算の範囲内での調整をお願いせざるを得ない場合もあります。

その際、市町村や関係団体に御理解・御協力をいただくよう、あらかじめ説明・意見交換を行うとともに、予算編成の過程で市町村財政当局への情報提供を行っているところです。

今後とも、相互理解の下で円滑な財政運営が図られるよう努めていきます。

.....
<要望事項>

(2) 県補助金については、毎年度の当初予算編成において、さらには、年度開始後の交付決定等において削減等が実行され、市町村の計画的な財政運営を阻害する恐れがあるため、県、市町村の役割と費用負担の見直しを行うに当たっては、市町村と十分な調整を行い、安易な市町村転嫁とならないよう対策を講じること。

《措置状況》【総務局】

市町村補助金の見直しに当たっては、個々の補助金ごとの設立の経緯や事情を勘案するとともに、関係課が連携しながら、きめ細かく調整を図っています。

【都市振興】

7 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ2019に向けた整備

<要望事項>

1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた基盤整備

(1) 観光インフラの整備等について、神奈川県市町村自治基盤強化補助金における補助率の引き上げや優先順位の見直し、限度額の加算など、財政支援制度の更なる充実を図ること。

《措置状況》【政策局】

観光インフラの整備については、「市町村自治基盤強化総合補助金」の補助対象（補助率3分の1）となっていますが、協定等を結ぶなど、他市町村と連携の上、実施されるものであれば、広域連携事業に該当し、補助率が2分の1となる場合もあります。支援内容については、今後とも市町村の御意見を伺いながら検討していきます。

<要望事項>

(2) 大会開催を契機に神奈川県魅力を世界に発信するため、歴史や文化財等を活用した文化プログラムの企画・展開及び県内の伝統的工芸品の販路拡大等の関連産業発展に対する財政支援や推進体制の拡充を図ること。また、観光ボランティアの県域的な取りまとめを行うこと。

《措置状況》【国際文化観光局・産業労働局】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムとして、世界に向けて文化財等を含む地域の文化資源を活用して、神奈川の文化の魅力を発信するため、知事と県内全市町村長を構成員とする「神奈川県オリパラ文化プログラム推進協議会」を設置し、平成30年度は、5月、8月、11月に課長級による「幹事会」を開催し、市町村などと連携を強化してオール神奈川で取組を推進しています。

県の工芸技術所では、伝統工芸品の販路開拓を目的とした展示会への出展支援や、産地組合が行う「木・技・匠の祭典」、鎌倉彫創作展などに対する支援などを行っています。今後は、本物志向の高まりや、外国人の「和」への憧れなどの追い風を捉え、若手技術者が参加する「工芸ヤングフォーラム」にデザイナーなどの専門家を招き、市場に受け入れられる商品づくりを支援していきます。

また、「かながわの名産100選」に選定している鎌倉彫や箱根寄木細工・木象嵌などの観光土産品を中心に、観光誘客のコンテンツとして情報発信するほか、小田原漆器の「漆の研ぎ出し体験」をふるさと納税の返礼品として体験型ツアーに組み込むなど、引き続き伝統工芸品を観光資源として活用していきます。

県内には、観光ボランティア21団体が加入する「かながわガイド協議会」があり、この協議会と連携し、歴史観光周遊ツアーなどを実施していますが、県の魅力をさらに発信し、観光客の誘致を図るため、引き続き連携した取組を推進していきます。

また、外国人観光客に対して、県内の競技会場周辺や都内の主要駅で観光ボランティアと連携し、県内の観光情報を提供していきます。

<要望事項>

2 スポーツ施設の整備及び交流事業等への支援

(1) ラグビーワールドカップ2019の公認チームキャンプ候補地又は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンとして必要なスポーツ施設等の整備に対する財政措置については、国際基準等を満たすための整備のみならず、相手国から求められる練習環境向上のための整

備や諸外国との交流、広報等に係る経費も対象とするよう国に働きかけること。さらに、新たな国庫補助制度を創設するなど、普通交付税不交付団体を含め、確実に財源措置を講じるよう国に働きかけること。

《措置状況》【スポーツ局】

県では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ等の受入れに関する施設整備や諸外国との交流等に係る地方財政措置の見直し、新たな国庫補助制度の創設について、平成30年8月に国に対し要望を行いました。

また、「ラグビーワールドカップ2019開催自治体協議会」において、各開催自治体の要望を取りまとめた上で、「ラグビーワールドカップ2019TM開催に係る支援について（要望）」により、施設整備等の財政支援を国に対して要望しています。

＜要望事項＞

(2) 県においても新たな財政支援制度を創設するほか、キャンプの受け入れや交流事業等について、積極的に支援すること。

《措置状況》【政策局・スポーツ局】

県では、ラグビーワールドカップ2019TMと東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機に、指定都市を除く県内市町村が実施する両大会の機運醸成に資するソフト事業等を対象とする補助制度を創設しました。この補助金は、県内市町村が実施する事前キャンプに関連した交流事業なども対象となりますので、交流事業を実施される場合はぜひ活用を御検討ください。

また、市町村自治基盤強化総合補助金では、広域的に利用される施設や市町村間で相互利用する協定を締結した施設、あるいは施設の統廃合や長寿命化・老朽化対策を行う施設の整備について補助を行っており、こうした要件に該当すれば、補助の対象となる場合があります。

今後も、地元市町村と連携を図りながら、事前キャンプ実施国等との交流を支援していきます。

8 「三浦半島魅力最大化プロジェクト」の推進

＜要望事項＞

「三浦半島魅力最大化プロジェクト」の推進

(1) 三浦半島地域の魅力を生かし、観光誘客や定住人口の増加につなげるため、大規模スポーツ大会への支援など、三浦半島地域を一体として地域活性化を図る「三浦半島魅力最大化プロジェクト」を更に推進すること。

《措置状況》【政策局】

「三浦半島魅力最大化プロジェクト」については、平成28年12月に認定された地域再生計画「三浦半島魅力最大化プロジェクト推進事業」に基づき、「地方創生推進交付金」を活用しながら、事業を展開しているところです。

また、ウィンドサーフィンワールドカップ横須賀大会実行委員会には県も参加しており、今後も、三浦半島の4市1町と連携しながら着実に「三浦半島魅力最大化プロジェクト」を推進していきます。

＜要望事項＞

(2) 現在のプロジェクトの計画期間は2019（平成31）年度までとされていることから、ここまでの成果を考慮した上で、取組を継続、加速、定着させるために、三浦半島の市町の意向を十分に踏まえて次期プロジェクトを策定すること。

《措置状況》【政策局】

「三浦半島魅力最大化プロジェクト」については、「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも位置付けており、この計画期間も平成31年度までとなっています。今後、「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方向性も確認しながら、次期プロジェクトの策定について検討を進めていきます。

【子育て・健康・福祉】

9 子育て環境・児童福祉施策の充実

＜要望事項＞

1 子ども・子育て支援新制度の経過措置の廃止

国が本来負担すべき部分を地方に転嫁することのないよう、子ども・子育て支援新制度における費用負担に関する経過措置を早期に廃止し、制度本来の国2・都道府県1・市町村1の負担割合とすることを国に働きかけること。

また、教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付の地方単独費用部分のうちの国基準に基づく県補助分を減額することなく全額補助すること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

県では、1号認定の子どもに対する給付費にのみ設定されている経過措置である「地方単独費用部分」の速やかな廃止について、機会をとらえて国に要望を行っています。

また、1号認定子どもに係る施設型給付の県費補助金については、市町村からの精算に基づき、減額することなく予算措置をしています。

.....

＜要望事項＞

2 幼稚園就園奨励費補助制度の充実

幼稚園就園奨励費補助制度については、市町村の超過負担が生じないよう国の補助割合（補助対象額の3分の1以内）を引き上げるとともに、補助率に圧縮率をかけることなく上限どおりの額を交付するよう国に働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

幼稚園就園奨励費補助事業に係る超過負担の解消については、これまでも必要に応じて、超過負担を解消するよう総務省を通じて要望してきました。

幼児教育無償化が開始する平成31年10月以降の就園奨励費に相当する給付に係る地方負担分については、新しい負担割合に基づき、基準財政需要額に算入し実施することとしていますが、県では、市町村の財政負担への配慮を行うよう、平成30年度「子ども・子育て支援新制度の円滑な運用等に向けての提案・要望」により、国に要望しています。

.....

＜要望事項＞

3 幼児教育無償化に対する財政支援

平成31年10月から全面実施が予定されている3歳から5歳児の幼児教育の無償化に伴う保育料に係る財源措置については、交付税措置ではなく全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

幼児教育無償化に係る費用については、県・市町村に新たな財政負担を生じさせることなく、国において必要な財源措置を取るよう要望しています。

また、「神奈川県保育対策協議会」において、制度設計等に係る国の検討状況を内閣府参事官から聴取する機会を作るなど、県としても市町村の負担が軽減されるよう努めていきます。

.....

<要望事項>

4 放課後児童クラブ利用料の減免額に対する補助制度の創設

放課後児童クラブを利用するひとり親世帯等の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合の減免額に対する補助制度を創設すること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

放課後児童クラブを必要としながら経済的困難を抱えていて利用できない児童の支援については、「放課後児童健全育成事業」の実施主体である市町村が、利用料の減免など、地域の実情に応じて対応しています。

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭は増加傾向にあり、経済的困難を抱え学童保育を利用できない子どもへの支援は喫緊の課題であることから、「16大都道府県児童福祉主管課長会議」においても、低所得者世帯に対する放課後児童クラブ利用料の全国的な制度として減免制度の創設については国に要望しており、今後も機会をとらえて国へ実情を伝えていきます。

.....

<要望事項>

5 児童扶養手当への支援

児童扶養手当に係る必要な財源については、国の責任において十分な財源を確保するよう国に働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

児童扶養手当に係る国の負担比率は、制度創設時から昭和59年度までは、10/10、その後、順次減少し、平成18年度以降は1/3となっています。

これは、離婚の増加による状況変化に対応するため、母子家庭等の自立支援対策推進と併せて、児童扶養手当制度の見直しが行われたことによるものですが、施策推進のために必要な財源を確保するよう、必要に応じて国に働きかけを行っていきます。

.....

<要望事項>

6 児童養護施設退所者に対する支援体制の構築

児童養護施設等を退所した児童・生徒の社会的自立に向けて、住宅確保支援など、県と市が連携した支援体制を構築すること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

県では、施設退所児童等の安定した生活基盤を築くため、家賃相当額を貸し付けるなどの事業を実施しています。

また、退所児童等へのアフターケアとして「あすなるサポートステーション」を設置し、退所児童が抱える住居等を始めとした様々な問題に対する相談について、児童への同行やアドバイスを行うほか、各支援機関との連絡調整を行っています。

こうした取組や、自立に様々な困難を抱える施設退所児童について、各市相談窓口の方々の理解を深め、今後も様々な形で連携し支援していきけるよう、さらに周知していきます。

.....

<要望事項>

7 保育士の確保及び養成

(1) 今後も見込まれる保育士不足の解消のため、保育士数の増加策を早急に講じるよう国に働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

県では、保育士不足の解消のため、年3回目の試験となる県独自地域限定保育士試験の実施や、修学資金貸付事業等の実施により、新たに保育士となる者を確保する取組を実施してきました。

また、保育士の確保に向けて、これまでも国に対し、他の職種の給与水準も踏まえた処遇改善について要望してきました。

保育人材の確保に向けては、平成30年度に設置した保育対策協議会において検討していますので、具体のアイデアなどがありましたら、協議会の中で協議させていただき、国に提案等を行っていきたいと考えます。

.....
<要望事項>

(2) 県においては、自治体間の格差を生じないように、保育士給与の上乗せ補助など保育士の処遇改善のため、責任を持った取組を行うとともに、子ども・子育て支援法に基づく協議会による保育士の需給調整など、県域内の人材確保に向けた積極的な取組を行うこと。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

保育士を確保する上で、処遇改善は重要ですが、自治体単独で補助を行うと、自治体間の更なる格差を生じることにつながりかねないため、国全体の制度設計において取り組むべきものと考えます。このため、今後も、機会をとらえて、他の職種の給与水準を踏まえた更なる処遇の引き上げを国に要望していきます。

保育人材の確保に向けては、平成30年度に設置した保育対策協議会の中で、市町村から様々な意見をいただき、検討しているところです。今後も、市町村と協議しながら、保育士確保策を引き続き検討していきます。

.....
<要望事項>

8 保育緊急対策事業費補助制度に係る事業の継続

保育緊急対策事業費補助制度のうち、平成30年度までの補助となっている低年齢児受入対策緊急支援事業や地域型保育事業連携対策緊急支援事業などの事業について、継続的な補助を行うこと。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

「保育緊急対策事業費補助金」のうち、「低年齢児受入対策緊急支援事業」については、平成30年度までの集中的な取組として実施していましたが、依然として県所管域において低年齢児の待機児童が多いことから、補助対象を見直した上で平成31年度も引き続き対応していきます。

また、「地域型保育事業連携対策緊急支援事業」については、同事業を活用している市町村の状況を聴取した上で、同じ経費を補助対象とする国庫事業（国から市町村への直接補助）を活用していただくこととしています。

10 保健・医療施策の充実

<要望事項>

1 新生児聴覚検査に対する支援

新生児聴覚検査について、県内すべての分娩取扱機関において実施するよう積極的な周知啓発をすること。また、検査に係る費用負担については、国の責任において適切な財源措置を講じるよう国に働きかけること。

《措置状況》【健康医療局】

県では、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるよう、早期発見・早期療育を図るために、新生児聴覚検査の実施について周知啓発を行っています。

当該検査に係る財源については、平成18年度をもって国庫補助が廃止され、平成19年度から市町村に対して地方交付税措置されているところですが、実施主体である各市町村の意向等も踏まえながら、国の動向を注視していきます。

.....
<要望事項>

2 不妊及び不育症治療助成制度の充実

(1) 一般不妊及び不育症治療について、新たな助成制度を創設するとともに、国にも働きかけること。

《措置状況》【健康医療局】

一般不妊治療については、一部を除いて保険適用されているところです。

そこで、県では高額な治療費がかかる体外受精など特定不妊治療等について、その経済的負担を軽減するため、平成16年10月から治療費に要する費用の助成を行っています。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、現在保険適用となっていない特定不妊治療についても医療保険の適用対象とされるよう、国に対して要望していきます。

また、不育症については、妊娠はしても、流産、死産や早期新生児死亡などを繰り返している状態を指すものとされており、その原因は母体によるもの、胎児によるものなど様々で、詳しく調べても原因がわからない場合が約7割近くあるとされています。

不育症治療に関しては、一部の治療に関して保険適用されていますが、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少ないことから、治療方法などの研究が十分には確立されていません。

このため、県としては、まず、助成の前提となる不育症の研究や人材育成の推進について国に提案していきます。

.....
<要望事項>

(2) 県の特定治療助成事業において、不育症治療に係る検査及び治療費についても助成対象とすること。

《措置状況》【健康医療局】

不育症については、妊娠はしても、流産、死産や早期新生児死亡などを繰り返している状態を指すものとされており、その原因は母体によるもの、胎児によるものなど様々で、詳しく調べても原因がわからない場合が約7割近くあるとされています。

不育症治療に関しては、一部の治療に関して保険適用されていますが、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少ないことから、治療方法などの研究が十分には確立されていません。

このため、県としては、不育症の研究や人材育成の推進について国に提案していきます。

.....
<要望事項>

(3) 不育症に対する相談体制の充実を図ること。

《措置状況》【健康医療局】

県では、不妊・不育専門相談センターを平塚保健福祉事務所に設置し、不妊治療や不育症に精通した婦人科医、泌尿器科医、臨床心理士、助産師等の医療関係者による専門的な面接及び電話相談支援を行っています。

併せて、市町村等の不妊・不育相談に携わる専門職等を対象に、相談時の支援技術を向上のため、

不妊・不育の相談に関する研修も実施しています。

また、県各保健福祉事務所及び各センターでは、簡易な相談を受け付けるとともに、県内の3政令市においても専門的な相談支援を行っています。

今後とも、上記の取組について周知啓発を行い、引き続き不妊症・不育症に悩む方々への相談支援を行っていきます。

11 国民健康保険制度の充実

<要望事項>

1 国民健康保険制度の財政基盤の強化

- (1) 法定外繰入金を解消し、国民健康保険制度の健全で安定した運営を継続するため、国庫負担を引き上げるなど、保険者の負担を軽減するよう国に働きかけること。

《措置状況》【健康医療局】

国民健康保険制度の見直しについては、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、財政上の構造問題の解決策として、3,400億円が公費投入されることとなり、平成27年度から保険者支援制度の拡充として1,700億円の投入が行われたところ。さらに、平成30年度から財政基盤強化策として1,700億円が投入されることとなりました。

しかし、他の公的医療保険制度に比べ、収入に対する保険料や一部負担金の負担水準が高いという国保の「構造上の問題」は解決されたとはいえないことから、今回実施される財政基盤強化策を国の責任において検証し、必要な財政措置がなされるよう、引き続き国に対し要望していきます。

.....

<要望事項>

- (2) 出産育児一時金補助金の廃止にみられるように保険者の財政負担の増加となる補助金の廃止を行わないよう国に働きかけること。

《措置状況》【健康医療局】

今後、地方の負担が生じる制度改正を行う場合は、事前に地方自治体との協議の場を設け、地方の意見や実情を十分反映した制度を設計するよう、14大都市都道府県国保主管課長会議を通じ、国に対して要望しています。

.....

<要望事項>

- (3) 一般会計からの繰入や低所得者対策に対しても十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

《措置状況》【健康医療局】

国民健康保険制度の見直しについては、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、財政上の構造問題の解決策として、3,400億円が公費投入されることとなり、平成27年度から保険者支援制度の拡充として1,700億円の投入が行われたところ。さらに、平成30年度から財政基盤強化策として1,700億円が投入されることとなりました。

しかし、他の公的医療保険制度に比べ、収入に対する保険料や一部負担金の負担水準が高いという国保の「構造上の問題」は解決されたとはいえないことから、今回実施される財政基盤強化策を国の責任において検証し、必要な財政措置がなされるよう、引き続き国に対し要望していきます。

.....

<要望事項>

2 国民健康保険制度の都道府県単位化に伴う対応

- (1) 国民健康保険事業の都道府県単位化に伴い、県と市町村との事務連携が簡素で効率的なものとなるよう十分に市町村と協議すること。

<措置状況>【健康医療局】

県と市町村との事務連携については、国民健康保険制度の安定的な運営を図る見地から設置した全市町村が構成員となっている国民健康保険協議会において、県と市町村との連携がより効率的なものとなるよう、引き続き協議していきます。

.....

<要望事項>

- (2) 納付金の決定では、対象となる県内市町村の財政負担が過度に増えないよう配慮すること。

<措置状況>【健康医療局】

国民健康保険事業費納付金については、引き続き市町村との協議結果を踏まえた算定を行い、大きな変動が生じる場合には、一定割合を超えた額について激変緩和措置を行うなど、市町村に過度な財政負担が生じないよう配慮します。

.....

<要望事項>

- (3) システム改修等の必要経費の国庫負担が不足することのないよう、速やかな情報提供を行うよう国に働きかけること。

<措置状況>【健康医療局】

制度改正に伴うシステム改修等の必要経費は、全額国庫負担において行われるよう、引き続き国に対し要望していきます。

12 介護保険制度の充実

<要望事項>

1 介護保険制度における国庫負担の拡充

介護保険第一号被保険者の保険料負担への影響を軽減するため、介護給付費負担金の国庫負担を25%の定率とし、調整交付金を別枠とするよう国に働きかけること。

<措置状況>【福祉子どもみらい局】

「介護給付費財政調整交付金」については、全国平均（5%相当）の交付率を下回る場合、不足分が第1号被保険者の保険料に転嫁され、保険料負担の増加につながるという問題があることについて、これを制度上別枠措置するよう国へ要望しています。

.....

<要望事項>

2 介護保険制度に対する財政支援等

- (1) 要介護認定、保険料の賦課・徴収、保険給付等の事務に係る市町村の財政負担が過重にならないように十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

高齢者の増加等により、保険料の賦課徴収や保険給付など市町村の事務負担が増大していることから、事務の負担軽減や費用負担について措置を講ずるよう国に要望しています。

＜要望事項＞

- (2) 介護サービス基盤整備に関する施設整備や人材育成、人材確保については、地域医療介護総合確保基金等を活用して、十分な財政支援と専門職の育成・確保を図るための諸施策の充実を図ること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

介護サービス基盤整備に関する施設整備及び人材育成、人材確保については、「地域医療介護総合確保基金」（介護分）を十分に活用して取り組んでいきます。

県では、福祉・介護人材の養成・確保について、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、喫緊の課題と認識しており、引き続き、地域医療介護総合確保基金等を活用して、介護分野での就労未経験者や外国籍県民等の就労支援等を行う「多様な人材の確保」、中堅の介護職員を対象にチームリーダーの育成等を行う「資質の向上」、職場環境に応じたキャリアパスの整備等の運営上のマネジメント支援等を行う「労働環境の改善」の3つを大きな柱として取組を進めています。

介護人材の養成・確保への取組については、独自の取組を行っている市町村もあると認識しており、今後も、各市町村の状況やニーズを伺いながら、地域医療介護総合確保基金を活用した事業の内容について検討していきたいと考えています。

＜要望事項＞

3 介護職員の確保及び処遇改善

- (1) 介護職員の十分な確保や地域における安定した介護保険サービスを提供するため、介護報酬の充実等、介護職員の処遇改善を行うよう国に働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

県では、これまでも国に対して、介護サービス事業所が行う要介護状態の改善につながる取組や職員の定着、資質の向上の取組を介護報酬で評価するなど、事業所に対してインセンティブが働く仕組みを作るよう提案しています。

また、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対しては、介護報酬において、介護職員の賃金を月額3万7千円程度改善するための加算制度が設けられていますが、この加算の取得を促進するため、事業所への社会保険労務士の派遣等の支援を行っています。

今後も、国の動向を注視し、必要な提案を行っていきます。

＜要望事項＞

- (2) 各自治体の財政力等の格差による介護人材の地域偏在を解消するため、財政負担を行うよう国に働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

「地域医療介護総合確保基金」（介護分）については、メニューに無いものや補助単価についても地域の創意工夫が活かせる仕組みにすることを、国に要望しています。

県では、介護人材の不足について、喫緊の課題として認識し、平成27年度から、国費3分の2、県費3分の1からなる地域医療介護総合確保基金を造成し、市町村や関係団体の御意見を伺いながら、介護人材の養成・確保に取り組んでいます。

長期的視点に立った継続的な取組となるよう、十分な財源を確保することを引き続き国に要望してまいります。

.....

<要望事項>

4 介護保険料の軽減措置

消費税率変更の動向に伴い予定されている低所得者への介護保険料の軽減措置を確実に実施し、その財源については、国の責任において負担するよう国に働きかけること。

<措置状況>【福祉子どもみらい局】

介護保険料については、現在、市町村民税非課税世帯のうち特に所得が低い者を対象に軽減措置が実施されていますが、消費税率10%引き上げ時に、消費税増収分を財源とする社会保障の充実の中で、市町村民税非課税世帯全体を対象を拡大するとされており、国の動向を注視していきます。

.....

<要望事項>

5 居宅介護支援事業所の指定権限の移譲に伴う財政措置

居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲については、人員体制等も含め、自治体の事務負担の増大を伴うことを考慮し、県において財政措置を含め十分な支援を行うこと。

<措置状況>【福祉子どもみらい局】

居宅介護支援事業者の指定権限の市町村への移譲に伴い新たに生じる財政負担については、国により地方交付税において措置されることとされています。

13 高齢者福祉施策の充実

<要望事項>

老人福祉施設の整備に対する支援

入所者の安全を維持するため、老人福祉施設等の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を確立すること。

また、施設設置者である社会福祉法人の負担軽減と安定した運営を図るため、神奈川県老人福祉施設整備費補助金における老人福祉施設の改築に対する補助を実施すること。

<措置状況>【福祉子どもみらい局】

県単独補助金による特別養護老人ホームの大規模修繕に対する補助については、厳しい財政状況の中、限られた財源で「かながわ高齢者保健福祉計画」における整備目標の達成に向けて着実な助成を行っているところであり、現時点では困難です。

ただし、既存の特別養護老人ホームの施設老朽化に伴い既存施設とは別の敷地に新たに施設を整備し、整備終了後に既存施設から入所者が新たな施設に移る場合には、「(移転を伴う)創設」として補助対象になり得るものと考えていますが、実際に補助金交付の対象となるかについては、各年度の予算編成過程の中で決定されるものです。

なお、「地域医療総合確保基金」を活用した施設整備の補助金について、介護保険制度導入以前の施設の大規模改修・改築を補助対象メニューに加えるよう引き続き国に要望していきます。

14 障害者福祉施策の充実

<要望事項>

1 市町村地域生活支援事業に対する国庫負担強化

障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業については、国が実施している統合補助金方式を改めるとともに、国庫補助率1/2を確保するよう確実な財源担保を国に働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

地域生活支援事業の国庫補助率が2分の1を下回り市町村に大幅な超過負担が生じていること、また、他の補助対象事業が当該補助金に統合される傾向にあることについては、県としても大変深刻な問題であると認識しています。

そのため、例年「国の施策・制度・予算に関する提案」において重点的提案として必要な財政措置を国に要望しています。また、各種ブロック会議等においても国庫補助金の枠拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講じるとともに、配分方法については各自治体に情報提供することについても国に要望しています。

併せて、障害者総合支援法で指定した必須事業のうち、意思疎通支援や移動支援、日常生活用具の給付といった個人向けの給付事業については、障害者の日常生活や社会参加など障害者の自立支援に不可欠なサービスであることから、地域格差を生じさせることなく適切な水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、その財源については必要な経費が確保できる国庫負担金とし、地方負担分についても的確な交付税措置を行うことが適当であるとして、国に要望しているところです。

今後とも機会をとらえて継続的に要望していきます。

.....
<要望事項>

2 身体障害者等に対する各種交通運賃割引の対象拡大

身体障害者や知的障害者に実施されている各種交通運賃の割引について、制度から除外されている精神障害者を割引の対象にするよう、国や交通事業者に働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度の充実については、全国的な課題であることから、県では、「全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会」「16大都道府県障害福祉主管課長会議」などを通じて、継続的に国に要望しています。

また、精神障がい者のバス運賃割引について、毎年、神奈川県バス協会を直接訪問し強く要望しており、平成29年度は県内の主なバス事業者に対しても個別に働きかけを行いました。

今後も引き続き要望していきます。

.....
<要望事項>

3 自立支援給付事業等に対する全額国庫負担化

障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る自立支援給付事業等については、全額国の負担とするよう国に働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

障害福祉サービス費等及び障害児通所支援に係る自立支援給付費等の費用負担については、障害者総合支援法及び児童福祉法において、その費用の4分の1を負担することになっている県においても、高い伸び率で増大しており、市町村においてその財政を圧迫していることは理解しているところです。

県としては、障害福祉施策において市町村に過大な負担が生じないように、他都道府県とともに、「関東甲信ブロック民生主管部（局）長会議」や「16大都道府県障害福祉主管課長会議」を通じて国に要望しています。

.....
<要望事項>

4 重症心身障害児者の入所施設等の整備促進

重症心身障害児者の地域移行と在宅生活の継続維持のため、障害保健福祉圏域において、「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能を持つ施設を積極的に整備すること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

県では、民間施設において、医療的ケアが必要な障がい者の受入れができるよう、「障害者地域生

活サポート事業」における「短期入所利用促進事業」、「重度・重複障害者個別支援事業」及び「医療的ケア支援事業」を実施する市町村を補助しています。

また、医療的ケア等の必要な重度重複障がい者のグループホームや日中活動の場の確保等、施設等整備を促進する必要があると考えていることから、これらを「施設等整備方針」に位置付け、国庫補助協議対象事業を公募するとともに、この施設等整備方針に沿った整備計画を必要性、緊急性の観点を踏まえ選定し、それらの設置促進を図っています。

さらに、平成30年度より、重症心身障がい児者の方々の在宅生活の維持継続のために、医療的ケアが必要な障がい児者が利用できる、医療型短期入所事業所の開設支援に取り組んでいるところです。

今後も、こうした取組を進めつつ、重症心身障害児者が地域で安心して生活できるよう、必要な対応について検討していきます。

.....

<要望事項>

5 重度訪問介護事業等訪問系サービスに対する補助制度の創設

重度訪問介護事業等訪問系サービスは、国の負担基準による負担金の上限設定があり、この上限を超えた部分については、国はその2分の1を補助する制度を構築している。しかし、当該補助制度を活用するには、県による一定の割合で補助する制度の構築が前提になっていることから、障害者・介護者の高齢化が進む中で、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、県においてもこの補助制度を創設すること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

障害者総合支援法に基づく自立支援給付費の国庫負担金について、居宅介護や重度訪問介護などの訪問系サービスには国庫負担基準が設けられており、現に国庫負担基準額を超過している市町村があることは承知しています。

国は国庫負担基準額を超過した市町村に補助を行う都道府県に対する補助制度を設けていますが、本来は都道府県や市町村に過大な負担が生じることがないように、国において国庫負担基準を適切に設定すべきものであることから、県では、市町村の超過負担が生じることのないよう、義務的経費としての財源措置を講じることについて、国に要望しています。

.....

<要望事項>

6 市町村事業推進交付金の充実

(1) 市単独で実施している障害者の就労支援事業について、神奈川県市町村推進交付金等の県としての財政支援を講じること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局・産業労働局】

市が独自に就労支援事業を実施することは、働く意欲のある障がい者がより身近な地域で支援を受けられることにつながり、支援体制の充実が図られると認識していますが、県では上記の取組等により、広域的に障がい者の就労支援に取り組んでいるところですので、市単独で実施している事業を新たな補助対象とする予定はありません。

.....

<要望事項>

(2) 発達の遅れや不安のある学齢前の児童等に対する支援のため、障害児地域訓練事業に対する神奈川県市町村推進交付金による支援を継続すること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

昭和39年に県が創設した「障害児地域訓練事業」については、その後、国が同様の事業を実施する「児童発達支援」を個別給付サービスとして平成24年に創設しています。こうした制度の変遷を背景に見直しを行い、来年度廃止を予定しています。

なお、地域生活支援事業費等補助金の「発達障害児者及び家族等支援事業」の活用により、障害児地域訓練事業と同様の事業を実施した場合、国庫及び県費補助を受けることができます。

15 生活困窮者対策の充実

<要望事項>

1 生活保護負担金の全額国庫負担化等

(1) 生活保護制度は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割に係るものであることから、生活保護費負担金については、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

生活保護費負担金については、平成30年7月「全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会」を通じ、全額国庫負担とすることについて国に要望しています。

.....

<要望事項>

(2) 生活保護法の適用対象とならない外国人に対する支援についても、同様に全額国庫負担とするとともに、外国人に係る保護の決定、調査等に関する根拠法令の整備を早期に行うよう国に働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

外国人に対する保護については、厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号）により取り扱っており、これにかかる地方の負担についても、地方交付税交付金の基準財政需要額に含まれているところですが、交付金の充実については、今後も国に要望していきます。

.....

<要望事項>

2 生活困窮者自立支援法関係支援事業の全額国庫負担化

生活困窮者自立支援法における必須事業については、市町村の負担超過とならないよう、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

また、任意事業に対する国庫負担率を必須事業と同じ割合とするよう国に働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

生活困窮者自立支援法に基づく各種支援事業については、同法で国庫負担金率及び国庫補助率が規定されていますが、県では、国に、生活困窮者に対する自立支援について、十分な財源措置を講じるよう働きかけています。

16 福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直し

<要望事項>

福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直し

介護報酬や子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域手当の級地区分について、市民サービスに係る事業者の人材確保などを考慮し、地域の実情に合わせた地域手当の級地区分とするよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

地域手当制度は、地方公務員法において「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」とされていることから、地方公務員についても、国家公務員に準拠して、制度が構築されているものです。

順次見直しは行われていますが、支給地域は従来どおり市区町村単位で示されていることや、最低賃金との関係から地域手当の級地区分が低すぎると考えられる団体もあることから、平成30年度に改めて、地域の実情に応じた地域手当支給率の設定及び特別交付税の減額措置の見直しについて、総務省に対して要望を行いました。

今後とも国の動向を注視しつつ、機会をとらえて国に地域の実情を伝え、見直しを働きかけていきます。

【教育・文化】

17 学校教育の充実強化

＜要望事項＞

1 教員数配置の充実強化

- (1) 児童生徒の読書環境を整備し、読書活動の推進を図るため、学校図書館において学校司書を国費で配置するよう国に働きかけること。

《措置状況》【教育局】

学校図書館教育の充実のため、司書教諭及び学校司書を配置できるよう定数措置を講じることについては、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて、毎年、国に働きかけています。

＜要望事項＞

- (2) 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置するとともに、臨時的任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。

《措置状況》【教育局】

正規教員の採用に当たっては、児童・生徒数の今後の推計、退職者・再任用者の見込数をもとに、将来的な年齢構成も踏まえた中期的な採用計画を立てて採用数の確保に努めています。

また、市町村への配属に当たっては、教育事務所を通じて各市町村教育委員会の欠員状況や要望などを把握し、新規採用教員の配置数を決定しており、今後とも、各市町村の意向を踏まえながら対応に努めていきます。

現在、小・中学校に配置されている臨時的任用教員については、県教育委員会として各地域の教育事務所が研修を実施するとともに、要望に応じ、退職校長等による訪問指導を実施しています。

また、総合教育センターでは、市町村立学校の臨時的任用教員が受講可能な自己研鑽のための研修講座や、臨時的任用教員や非常勤講師等を対象とした大学との連携による研修を行っています。

教育指導員の派遣については、市町村教育委員会の要請により、教育事務所から各学校に派遣しています。今後とも可能な限り対応に努めていきます。

＜要望事項＞

- (3) 新学習指導要領の実施や教員が子ども一人ひとりに向き合う時間の確保のため、指導方法工夫改善（少人数授業・IT）の加配定数を維持しつつ、公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早

期実現し、教職員定数等の改善を確実に実施するとともに、市町村において定数維持のために負担している人件費を補助する制度を創設すること。

《措置状況》【教育局】

平成29年4月に、次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実として、いわゆる義務標準法が改正され、指導方法工夫改善加配は一部基礎定数化されました。

県としては、少人数授業やTTについて、少人数学級と異なる教育効果が期待できるものと考えており、指導方法の工夫改善のための教育環境が後退することのないよう、加配定数の確保についても国に要望しています。

また、学校における働き方改革を推進するため、教職員定数の改善も国に要望しています。

なお、市町村立小中学校等教職員の給与費は都道府県の負担とされ、いわゆる県費負担教職員は都道府県教育委員会が任用することとされていることから、市町村教育委員会が独自に任用する市町村費負担教職員の人件費を補助することは困難です。

.....
<要望事項>

(4) 通常級に在籍する配慮を要する児童・生徒への指導は、個々の児童・生徒の状況に即応し適切に対応することが必要であることから、非常勤講師等、担任教員を補佐する人的配置について必要な措置を講じること。

《措置状況》【教育局】

小・中学校の通常級に在籍する配慮を要する児童生徒に対応するため、非常勤講師を配置し、多様な教育的ニーズに応じた教育相談等を可能とする校内支援体制の充実を図っています。

県においては、特別支援教育と不登校への対応を兼ねた「教育相談コーディネーター」の養成研修講座を平成16年度から開始し、平成19年度から、県内全公立小・中学校（指定都市及び中核市を除く）において、1名以上の教育相談コーディネーターを指名しています。

今後とも継続して講座を実施し、各学校に複数の教育相談コーディネーター養成研修講座の受講修了者を配置できるように取り組んでいきます。

また、教育相談コーディネーターに係る教職員定数の改善については、引き続き、国に要望していきます。

さらに、障がいのある児童生徒に対する学校生活上の介護や学習活動上の支援等を行う特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置の拡充についても、引き続き国に要望していきます。

なお、インクルーシブ教育の推進を図るため、平成31年度は指定都市を除く15市町村の小学校各1校を指定し、教育相談コーディネーターを中心とした、すべての子どもを支援する体制を整備するため、非常勤職員を新たに配置することとしました。

.....
<要望事項>

2 在籍異動を伴わない院内学級入級の仕組み構築

入退院を繰り返す児童や生徒に配慮し、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みを構築するよう国に働きかけること。

《措置状況》【教育局】

転学手続きについては、現行の法律に則って進めているところですが、「中央教育審議会初等中等教育分科会」による「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の中で、「現在の特別支援学校、病院内に設置された学級と在籍していた学校における転学手続の運用等を一層柔軟にしていくことを検討するべきである」とされていることから、国の動向を注視し、国への働きかけを検討していきます。

.....

<要望事項>

3 特別支援教育の充実強化

- (1) 児童・生徒の安全を確保し、教育内容を充実させるため、教員の加配基準を情緒障害児5名に対し担当教員2名の配置から、情緒障害児4名に対し担当教員2名の配置に引き上げることや教員の複数配置について必要な措置を行うこと。

《措置状況》【教育局】

特別支援学級については、義務標準法に基づき、1学級当たり8人を上限とする学級に教員を配置するとともに、児童・生徒数を勘案し予算の範囲内で加配措置を講じています。

自閉症・情緒障害学級の教員配置については、児童・生徒数5人以上の学級の一部に教員を複数配置しており、現行以上に加配措置を拡大することは、県の非常に厳しい財政状況の下では困難ですが、県教育委員会としては、特別支援学級の教職員定数を改善するよう全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて国に要望していきます。

.....

<要望事項>

- (2) 障がいのある子どもたちが学校（園）生活を円滑に送れるように、学習活動や日常生活を支援する介助員について財政措置を講じること。

《措置状況》【教育局】

各市町村が独自に配置している特別支援教育支援員等は、特別な配慮を要する児童・生徒への学校における日常生活上の介助や学習支援、安全確保などの学習活動上のサポートを行うために重要であると認識していますが、平成19年度から地方財政措置されている中で、県によるさらなる財政支援は困難です。

特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置の拡充については、引き続き、国に要望していきます。

.....

<要望事項>

- (3) 教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者の標準定数を定め、全校に専任で配置するよう国に働きかけるとともに、専任で配置されるまでの間、実施できない授業を代わりに担当する非常勤講師を配置すること。

《措置状況》【教育局】

教育相談コーディネーターの定数化については、県として国に要望しており、今後とも機会をとらえて働きかけていきます。

県では、毎年予算の範囲内で、学校規模に応じて児童生徒指導担当教員を配置しているほか、いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童・生徒の対応のために、児童生徒支援担当教員を加配しています。

また、平成29年2月の文部科学省通知「児童生徒の教育相談の充実について」においても、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築する必要があるとされていることから、今後の国の動向を注視していきます。

なお、インクルーシブ教育の推進を図るため、平成31年度は指定都市を除く15市町村の小中学校各1校を指定し、教育相談コーディネーターを中心とした、すべての子どもを支援する体制を整備するため、非常勤職員を新たに配置することとしました。

.....

<要望事項>

- (4) 個別指導やチーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師の配当時間を増やすことについて必要な措置を講じること。

《措置状況》【教育局】

県では、教育相談コーディネーターの業務支援や、学習面、生活面での特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、適切な教育支援を行うための非常勤講師を配置しています。

平成31年度については、教育相談コーディネーター及び非常勤講師の配置を継続することとしました。さらに、インクルーシブ教育の推進を図るため、指定都市を除く15市町村の小学校各1校を指定し、教育相談コーディネーターを中心とした、すべての子どもを支援する体制を整備するため、非常勤職員を新たに配置することとしました。

＜要望事項＞

(5) 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を求めている地域への設置を含め、特別支援教育体制を充実・強化すること。

《措置状況》【教育局】

特別支援学校の設置については、「県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）」に基づき新設校の整備を進めています。

新まなびや計画内に位置付けられている新設校整備が終了した後の対応については、児童・生徒の通学状況やインクルーシブ教育の推進を踏まえた中で、医療的ケアや特別支援学校の整備の課題などに対応するため、新たに学識経験者や医師等、専門家等を構成員とする「神奈川県の特別支援教育のあり方に関する検討会」において検討していきます。

＜要望事項＞

(6) 近年、いわゆる発達障がいと思われる児童・生徒が増加しているなかで、独自に対応を進める市町村に対しては、臨床心理士などの専門職員の派遣や教職員のスキルアップに向けた研修の充実など、支援する体制を構築すること。

《措置状況》【教育局】

現在、県立特別支援学校では、地域の小中学校等が児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学習環境を整えることができるよう、校内体制作りを支援することを目的としたセンター的機能の役割を担っています。今後もそうした機能の一環として、心理職等専門職の巡回相談を含めた支援の充実を図っていきます。

また、教職員研修については、総合教育センター研修事業として、特別支援教育の推進についての研修を実施し、教職としての専門性を高めるよう努めているところです。

＜要望事項＞

4 中学校給食導入促進事業補助制度の創設

全員喫食による中学校完全給食の普及促進を図るため、市町村が導入を進めるに当たって課題となっている施設、設備などの初期整備費用の負担のうち、国の交付金対象外事業について、県独自の補助制度を創設すること。

《措置状況》【教育局】

学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費について、学校の設置者が負担することとなっており、また、施設整備については国の補助制度があることから、県教育委員会では、財政支援ではなく、引き続き他の自治体の事例等を情報提供することなどにより、市町村を支援していきます。

18 文化財の保護

<要望事項>

文化財の保護

- (1) 埋蔵文化財の適正な記録保存調査を確保するため、事業者が負担している発掘調査経費に対する支援策の拡充を国に働きかけること。

《措置状況》【教育局】

発掘調査費用の国庫補助の拡充については、全国都道府県・指定都市文化・文化財主管課長協議会等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に対して働きかけていきます。

<要望事項>

- (2) 文化財保護を目的とする国庫補助事業に係る県費補助について、上限補助率を適用すること。
また、指定文化財の適正な保存のため、必要な維持・管理行為についても補助事業となるよう国に働きかけるとともに、県費補助についても同様に対応すること。

《措置状況》【教育局】

国及び県指定文化財の保存・修理に係る補助金については、補助事業の必要性や緊急性などを考慮しながら、効果的に文化財の保護を進められるよう、予算措置に努めていますが、今後も大変厳しい県財政運営が想定されますので、全ての事業について上限補助を行うことは困難です。

また、国庫補助の拡充については、全国都道府県・指定都市文化・文化財主管課長協議会等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に対して働きかけていきます。

【環境・エネルギー】

19 廃棄物処理対策

<要望事項>

1 資源化対策の推進

ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となって、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

《措置状況》【環境農政局】

一般廃棄物処理施設から排出される焼却灰の安定的かつ効率的な資源化方策については、課題の一つとして認識していますので、引き続き他の市町村の意向を確認しながら、必要に応じて市町村と共同して検討していきます。

<要望事項>

2 河川・海岸の環境保全

- (1) 河川及び海岸の環境保全に向けて、境川及び引地川の上流域における河川ごみ対策を積極的に推進するとともに、クリーンキャンペーン等を通じた広域的な美化活動に主体的に取り組むこと。

《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

河川ごみの除去対策について、県では、河川環境の保全の観点から、草刈りと併せた清掃を、地元住民や流域市町の御協力をいただいで実施しており、引き続き河川ごみの除去に努めていきます。

また、県では、多くの方々が環境美化に関心を持ち、実践していただくために、「かながわクリーン運動」を推進し、自治体や企業・各種団体に美化活動の実施を呼びかけています。

＜要望事項＞

(2) 海岸の環境保全を図るため、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の補助率を10/10に戻すとともに、平成31年度以降も補助の継続及び早期の内示を国に働きかけること。

《措置状況》【環境農政局】

地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）については、神奈川の海岸線が県民の健康増進や地域の活性化に果たす役割は大きいことから、「平成31年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、平成31年度以降も継続すること、及び補助金の継続に当たっては、その重要性に鑑み、補助率を10割に還元することを国に要望しています。

また、補助金の早期内示については、国に働きかけていきます。

20 再生可能エネルギーの普及促進

＜要望事項＞

1 再生可能エネルギーの普及促進

再生可能エネルギーの普及について、特に太陽光発電の普及のための施策を充実するよう、国に働きかけること。

《措置状況》【産業労働局】

太陽光発電の2019年問題を契機に、売電から自家消費への転換を進め、エネルギー自立型の住宅・ビル・街の実現に向けて、必要な措置を講じるよう、国に対して提案、要望しています。

今後も再生可能エネルギー等の普及拡大に向けて、必要に応じて、国への提案、要望を行っていきます。

＜要望事項＞

2 自治体ごとの電力消費量把握のための環境整備

各自治体が定める再生可能エネルギー導入や省エネルギー化の数値目標達成には、自治体ごとの消費電力量が進捗管理に不可欠な基礎データとなるため、自治体が把握できるような環境を整えるよう国に働きかけること。

《措置状況》【産業労働局】

平成28年4月に始まった電力小売全面自由化に伴い把握できなくなった小売電気事業者ごとの自治体別の電力需要実績等の情報については、自治体による再生可能エネルギー導入等の進捗管理に不可欠な基礎データとなるため、国の主導により開示する仕組みを作るよう、全国知事会で要望しました。

国においても、地方自治体からの情報提供を求める声に対して、今後の制度的検討の必要性を認識しているとしており、今後も国に対して要望していきます。

21 鳥獣被害対策の推進

<要望事項>

鳥獣被害対策の推進

- (1) 第4次神奈川県ニホンジカ管理計画において定着防止区域に指定されている箱根山地において、生息数が増加傾向にあると推定され、曾我丘陵周辺においても定着の可能性があるため、各市町による捕獲だけでなく、県が中心となり、箱根山地全体の分布状況調査の実施や管理捕獲エリアの拡大など必要な措置を講じること。

《措置状況》【環境農政局】

分布状況調査については、シカの植生への影響をモニタリングするため、県内各地に調査地点を設けており、箱根山地等の定着防止区域においても、今後も新たな調査地点の設定を検討していきます。

小田原市域を含む箱根山地の山稜部のシカの捕獲については、シカの生息状況や地形・森林の状況などが丹沢山地とは異なることから、生息状況等を把握した上で、この地域に適した捕獲方法を見極めて実施するとともに、捕獲と併せて、必要に応じて植林地へ植生保護柵を設置していきます。

また、防護柵の設置方法など、市からの相談に対して、かながわ鳥獣被害対策支援センターが技術的なアドバイスを行っており、引き続き支援していきます。

曾我丘陵地域等の農地におけるシカ等の被害対策については、被害状況などを把握した上で、平成31年度以降、同センターが行う「地域ぐるみの鳥獣被害対策立ち上げ支援の重点取組地区」とすることも含め、支援を検討していきます。

<要望事項>

- (2) アライグマ、タイワンリスの完全排除に向けて、県有地での継続的な捕獲を実施するとともに、タイワンリスの防除について、県全域における防除実施計画を策定すること。

《措置状況》【環境農政局】

県が所管する公園や緑地におけるアライグマ及びタイワンリスの捕獲については、公園等の管理者と調整を図るなど施設所有者としての立場から、積極的に協力していきます。

タイワンリスの防除については、今後、横須賀三浦地域以外での分布域の拡大が懸念されるため、分布状況を把握した上で、対策について検討していきます。

<要望事項>

- (3) 平成29年度から鳥獣被害防除対策専門員が横須賀三浦地域から撤退したことにより、アライグマ、タイワンリス、イノシシ、鳥インフルエンザ等の対策に関する支援が後退しないように取り組むとともに、三浦半島で増加しているイノシシについて、県が広域的な捕獲体制の整備を図ること。

《措置状況》【環境農政局】

地域における鳥獣被害対策の実施については、かながわ鳥獣被害対策支援センターの充実強化を図ることにより、鳥獣被害対策専門員等が市町村等の要請に応じて現地に赴き、被害状況などの地域特性に応じた効果的な対策をきめ細かく支援していきます。

三浦半島で増加しているイノシシについては、平成30年10月に策定した「神奈川県イノシシ管理計画」に基づき、イノシシの定着を解消するため、市町や地域住民と連携して、囲いわなで複数の群れごと捕獲していきます。また、イノシシの侵入を防止するため、適宜、自動カメラを設置するなど、地域と協力して出没の監視を行い、イノシシが定着する前の迅速な捕獲につなげていきます。

【基地対策】

22 基地対策の促進

<要望事項>

1 基地の早期返還

都市化により超過密化した現状を考慮され、基地機能の整理及び縮小を推進することで、早期返還に向けて必要な措置を講じるよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

基地の整理・縮小・返還については、「かながわグランドデザイン」において、政策の基本方向として掲げており、その実現に向けて、引き続き国へ要望していきます。

.....

<要望事項>

2 抜本的な騒音対策

(1) 空母艦載機部隊の移駐後は、FCLPを含む激しい騒音が発生する運用を行わないよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

すべての空母艦載機着陸訓練を硫黄島で実施し、また、今後、甚大な騒音被害を発生させる訓練のために厚木基地を使用することのないよう、引き続き、関係市と連携し国に働きかけていきます。

.....

<要望事項>

(2) 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、当初の期限を過ぎたにもかかわらず、依然として選定されていないことから、一刻も早く選定するとともに、明確な情報提供をするよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

恒常的訓練施設の選定については、平成23年の日米安全保障協議委員会において、鹿児島県の馬毛島を検討対象としていることが明らかになりました。その後、国から「厚木基地騒音対策協議会」や「厚木飛行場からの空母艦載機の移駐等に関する協議会」で、関係自治体や地権者との調整を続けているとの情報提供があったところです。しかし、その選定に至っていないことから、引き続き国に対し早期選定とその見通しに係る情報提供を関係市と連携し働きかけていきます。

.....

<要望事項>

(3) 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付するよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

自治体が行う騒音測定については、より正確に実態を把握する必要から国が実施する騒音測定を補完する形で実施しているものであり、騒音計の設置及び維持、騒音測定に係る事務処理に要する費用について助成制度を設けるよう、「神奈川県基地関係県市連絡協議会」を通じて国に要望しており、引き続き強く働きかけていきます。

.....

<要望事項>

3 基地問題に対する取組の強化

空母艦載機の移駐を住民の負担軽減に確実に結びつけるよう取り組むこと。また、厚木基地の所在により、航空機騒音や事故への不安、街づくりの支障など多大な負担を強いられていることから、国に対し、住民や自治体への補助等を一層強化し、負担に見合ったものとするよう働きかけるとともに、県は基地所在市と十分連携のうえ取り組むこと。

《措置状況》【政策局】

空母艦載機移駐後の厚木基地周辺住民の負担軽減を確実なものとするよう、空母艦載機着陸訓練の硫黄島での全面実施等について関係市と連携し、国に働きかけていきます。

また、国による財政的措置及び各種支援策の充実等について、今後とも関係市と連携して、国に対して働きかけていきます。

【まちづくり・産業】

23 社会資本の整備推進

<要望事項>

1 行政機能集約化に係る補助制度の創設

子育て世代や高齢者にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境を実現するとともに、国の施策であるコンパクトシティ及び国土強靱化を推進するほか、国公有財産の最適利用を図るため、行政機能の複合・集約化を推進する補助制度を創設するよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局・総務局】

国では、地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し、国公有財産の最適利用を図る方向を打ち出しており、県としても国や市との行政機能の集約化は、有効な整備手法の一つと認識しています。

その推進に向け、県としても県有施設整備の際には、地元市に合築の相談をするなど、連携して取り組んでいきます。

公共施設等の集約化・複合化、長寿命化対策等を推進し、その適正配置を図るため、これまでの「公共施設最適化事業債」の内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業債」が平成29年度に創設されました。

これにより、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設の複合・集約化等に加え、コンパクトシティ推進の観点から、立地適正化計画に基づいて行われる事業についても起債対象となっています。

さらに、平成30年度からはユニバーサルデザイン化を計画的に推進していくため、この公共施設等適正管理推進事業債の対象事業に、新たに「ユニバーサルデザイン化事業」が追加されるなど、対象事業が拡充されています。

また、国・県・市町村の施設の合築等について、平成30年度は県・市町村の施設関係者を対象とした研修及び情報交換を行うとともに、国との間で、市町村の公共施設の更新に向けた計画に関する情報や、全国の施設マネジメントに向けた取組事例を共有しました。

今後の取組としましては、国・県・市町村が構成員となる連絡会議及び合築等の相談窓口を市町村課に平成31年度前半に設置しますので、そのような場も活用し、国に施設の合築等による連携を働きかけるとともに、平成32年度中に策定される予定の各市町村の個別施設計画の内容等を踏まえて、更なるマッチングを図っていきます。

.....

<要望事項>

2 公共施設更新の支援

- (1) 公共施設等総合管理計画に基づき実施される、公共建築物の更新費用（改築費、除却費、修繕費など）に対する新たな補助制度を創設するとともに、普通交付税不交付団体にとっても公共施設等適正管理推進事業債の活用の交付税措置と同等の十分な財政支援策を整備するよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【政策局】

県では、「市町村自治基盤強化総合補助金」において、公共施設等総合管理計画等に基づく公共施設の再配置等による施設統廃合を補助する「施設統廃合事業」や、同じく公共施設等総合管理計画等に基づく長寿命化対策により、老朽化した施設の耐用年数を延長し、ライフサイクルコストを軽減させる事業等を対象とする「施設長寿命化・老朽化対策事業」を設けています。

引き続き市町村の公共施設等総合管理計画の推進を支援するとともに、新たな国庫補助制度の創設についても、機会をとらえて国に働きかけていきます。

.....

<要望事項>

- (2) 下水道施設の改築に係る国費支援について、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割は大きく、道路陥没など災害防止の観点からも、社会資本整備総合交付金等により、国の支援が継続するよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【県土整備局】

下水道施設の改築に係る国費支援については、国の支援が継続するよう、引き続き国に働きかけていきます。

.....

<要望事項>

3 インフラ整備に係る国庫補助の確保

- (1) 社会資本整備総合交付金について、さがみ縦貫道路周辺の都市基盤整備に関して、計画的な執行を図るため年度計画に沿った交付金を決定するよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【県土整備局】

県としては、今後とも各市町と連携し、「神奈川の市街地整備に関する要望活動」等を通じて、計画的な執行を図るため十分な予算措置が講じられるよう国に要望していきます。

.....

<要望事項>

- (2) 社会資本整備総合交付金について、国の施策であるコンパクトシティ推進等に寄与する市街地再開発事業に関して、円滑な事業執行を図るため、十分な予算を確保するよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【県土整備局】

市街地再開発事業は、鉄道駅周辺等において都市機能の更新を進めることにより、コンパクトなまちづくりに資するものと認識しています。

県としては、今後とも各市町と連携し、「神奈川の市街地整備に関する要望活動」等を通じて、円滑な事業執行を図るため十分な予算措置が講じられるよう、国に要望していきます。

<要望事項>

4 水道事業体の広域化の支援

県下の水道事業体で広域化を希望する事業体がある場合には、当該事業体はもとより密接に関連のある周辺事業体に対しても積極的に働きかけ、実現に向けた制度的・財政的支援の体制を整えるなど、広域化を前提とした具体的な枠組みを整えとともに中心的な役割を担うこと。

《措置状況》【政策局】

水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大、職員の高齢化による技術継承の危機など厳しさを増しており、こうした課題を解決し、将来にわたって安定的な水道事業を持続していくためには、事業者の枠を超えた広域化を進め、スケールメリットを活かしていくことが必要です。

県の水道事業は、各事業者における成り立ち、規模、地勢及び経営状況が大きく異なっていることから、まずは、お互いの理解と課題認識の共有を進め、その上で協力・連携できるところから広域化に取り組んでいきます。

平成30年12月6日に可決成立した改正水道法では、都道府県の役割・責務がより明確化されたことから、県としては、今後示される国の基本方針を注視しながら、広域化の推進役として、水道事業の基盤強化を図るため、県内水道事業者と丁寧に議論を進めていきます。

<要望事項>

5 水道施設の更新等に係る生活基盤施設耐震化等交付金の基準緩和

公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的として、老朽化した水道施設の更新や耐震化を円滑に進めていくため、上水道事業及び水道用給水事業に係る生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準（料金回収率等）を緩和するよう国に働きかけること。

《措置状況》【健康医療局】

県では、全ての水道事業者に対して確実な財源措置を講じられるよう、国に「生活基盤施設耐震化等交付金」の資本単価要件、家庭用水道料金の要件の撤廃と国庫補助等に係る必要な財源の確保を提案しています。

なお、水道料金は、水道事業の持続性確保のための取組も含めて提供されるサービスの内容を見込んだ総括原価に基づき料金を設定することとされており、料金回収率はその指標であることから、料金回収率を緩和することについては、国へ提案を行っていません。

24 まちづくり推進

<要望事項>

1 土砂災害対策事業に係る補助制度の創設

大規模災害発生時の避難場所等として指定をしている施設等を土砂崩れ等の災害から守るための対策に係る経費について補助制度を創設するよう国に働きかけること。

また、県においても、同様の補助制度を創設すること。

《措置状況》【くらし安全防災局・県土整備局】

県では、市町村地域防災力強化事業費補助金を平成28年度に創設し、市町村が行う自助・共助・広域連携の取組等に対する支援を強化してきました。補助対象は限られてきますが、引き続きこの補助金により市町村の取組を支援していきます。

また、市町村地域防災計画に位置付けられている土砂災害警戒区域内の避難場所等については、急傾斜地の高さが10m以上で移転適地がないなど一定の条件を満たす場合、国の交付金により、県が急傾斜地崩壊対策事業を実施できる場合がありますので、個別に御相談ください。

.....

<要望事項>

2 土石流対策事業の推進

土石流による甚大な被害を防ぐ土石流対策事業は、急傾斜地崩壊対策事業と異なり、行政主導で推進できることから、これまで以上に事業費を拡大し、砂防事業の一層の推進を図ること。

《措置状況》【県土整備局】

砂防堰堤等の土砂災害防止施設を整備するには、多大な事業費と日時を要することから、県はハード対策と併せて、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等を指定し、市町村には土砂災害ハザードマップの作成・周知等のソフト対策を推進していただいています。

県では、土砂災害防止施設を整備に当たり、土砂災害により被害を受ける恐れのある区域に保全すべき人家が多い箇所や、老人ホームなどの要配慮者利用施設などがある箇所から、優先して整備を進めています。

施設整備に際しては、急傾斜地崩壊対策事業と同様、地域住民の事業に対する理解や協力が不可欠であることから、今後も、市には、地元調整などの御協力をいただきながら、引き続き、優先度の高い箇所から、着実に整備を進めていきます。

.....

<要望事項>

3 保留区域の市街化区域編入手続きの迅速化

市街化区域編入等に当たり、都市計画の手続きや関東農政局等をはじめとする国・県等の関係機関の調整等には多くの時間を要することから、国関係機関や都市部門と農政部門の調整等を積極的に行い、協議期間を短縮するとともに、国関係協議は、従来よりも詳細かつ適時に情報収集・提供し、迅速かつ円滑に協議すること。

《措置状況》【県土整備局】

保留区域の市街化区域編入に当たり、特に必要となる農林漁業調整については、基準となる「都市計画と農林漁業との調整措置(平成25年6月14日農村振興局長通知)」に基づき実施するとともに、「都市計画と農林漁業との調整事務の迅速化について(平成20年3月19日農村振興局企画部地域計画官補佐)」に基づき、環境農政局と協力しながら、連絡調整を密にし、調整期間の短縮に努めています。

一方、市街化区域編入のためには、市が具体的な計画をまとめるとともに、地元の合意形成や関係機関との調整を実施する必要もあり、これらの調整に時間を要していることも、原因の一つとなっています。

市街化区域編入には、県と市が一体となって取り組んでいく必要があり、県としては、引き続き庁内の関係室課と積極的な調整を行うとともに、国関係機関との協議に要する情報の収集・提供に努めていきます。

.....

<要望事項>

4 県有未利用地の処分

県有財産である市街化区域内の未利用地を処分する場合、地元の意向にも十分配慮した処分とすること。

《措置状況》【総務局】

県有地の利活用に関する地元からの御意見や御要望は、地元市において、その必要性を判断いただいた上で、県と市との役割分担の下に、適切な対応を図っていくべきものと考えており、地元市自ら利活用の意向が示された場合には、御意見や御要望の実現に向け協力しています。

また、民間に処分する場合においても、まちづくりに大きな影響を及ぼす場合など、地元への配慮が必要なケースについては、地元市と丁寧な調整を行っています。

.....

<要望事項>

5 県有地を活用した伝統文化施設の整備

県民が日本の伝統文化として親しむ流鏝馬を常時公開できる施設として、県有地を活用するとともに、設置に協力すること。

<措置状況>【環境農政局】

流鏝馬を常時公開できる施設に係る古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法等の運用については、今後、鎌倉市からの具体的な提案・相談があれば、対応を検討していきます。

.....

<要望事項>

6 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大

相続税納税猶予制度について適用後の制限を緩和し、当該制度の適用を受けている農地を公共用地として提供する場合は、その適用を打ち切ることのないよう国に働きかけること。

<措置状況>【県土整備局】

御要望の点については、平成30年度も国に要望していますが、継続して要望していきます。

.....

<要望事項>

7 地域振興施設に係る補助制度の拡充等

(仮称)綾瀬スマートインターチェンジを活用した地域の活性化を図るため、農業振興地域における新たな拠点づくりとして地元の農畜産物を活用した地域振興施設及び道路附帯施設の一体的な整備について、当該事業に係る交付金をより一層拡充させること。また、農業振興地域整備計画の変更には、地域の実情が反映され、盛り込まれるよう支援すること。

<措置状況>【環境農政局・県土整備局】

御要望の地域振興施設や道路附帯施設の整備については、「道の駅かながわ」の体制に基づき、「道の駅相談窓口」により相談を受けているところであり、また、平成30年10月には、綾瀬市道の駅整備検討委員会に参加したところです。

今後、関係部局と連携し必要な助言を行う「道の駅支援検討会議」を開催することも可能であるため、引き続き「道の駅相談窓口」へ御相談いただきたいと思います。

農畜産物を活用した地域振興施設に係る国の交付金や補助事業の拡充については、機会をとらえて国へ働きかけていきます。

また、農業振興地域整備計画の変更については、地域の実情を踏まえて、市の考えを伺い、協議していきます。

.....

<要望事項>

8 地域振興拠点施設の整備

「県西地域活性化プロジェクト」に位置付けられている道の駅整備促進において、「(仮称)道の駅 金太郎のふる里」の整備を支援すること。

<措置状況>【県土整備局】

県では、これまで3回「道の駅支援検討会議」を開催し、南足柄市が進める道の駅について関係部局と情報共有を図るとともに、関係部局より必要な助言を行ったところです。平成30年9月には、事業予算が可決されたと伺っており、引き続き、必要な支援を行っていきます。

.....

<要望事項>

9 都市環境整備の推進

(1) 「村岡・深沢地区全体整備構想(案)」の実現を目指すため、新駅設置に向けた期成同盟会の立ち上げや開発・整備・広域幹線道路の整備計画の策定について、財政的支援や体制づくりに主体的に取り組むこと。

<措置状況>【県土整備局】

県は、藤沢市、鎌倉市とともに設置した「湘南地区整備連絡協議会」の場などを通じて、JR東海道本線への新駅設置を含め、両市に跨る新たなまちづくりの検討を支援してきました。

平成30年12月には、県、藤沢市、鎌倉市が両地区一体のまちづくりと新駅設置の実現に向けた取組の基本事項に合意し、この合意に基づき「村岡新駅(仮称)設置協議会」を設立しました。

県は、両市と連携しながら、両地区一体のまちづくりと新駅設置の実現に向けて、今後もしっかりと取り組んでいきます。

.....

<要望事項>

(2) 深沢地区において「ウェルネス」なまちづくりの実現を図るため、県が進めるヘルスケア・ニューフロンティア政策との連携・一体化を進めるとともに、県民の健康の増進や深沢地区へのスポーツ施設・先端医療などの企業等の立地を推進するための支援を行うこと。

また、県市が一体となって誘致に取り組むための枠組み、財政支援のあり方について市と協議すること。

<措置状況>【政策局・産業労働局】

深沢地域を対象に検討が進められている「ウェルネス」なまちづくりは、周辺に病院や医療・薬品関連の企業が立地する地理的環境を活かし、先端医療・福祉分野などの研究・開発機能の導入を図る点で、県の「ヘルスケア・ニューフロンティア政策」と方向性の共有が可能な取組ととらえています。

現在、土地利用計画の見直しが進められている、深沢地域におけるまちづくりの進捗状況に応じて、県が「ヘルスケア・ニューフロンティア政策」の推進を通じて構築したネットワークを活用し、まちづくりの方向性と合致する企業や研究機関の誘致に向けて、鎌倉市との連携を図っていきます。

企業誘致については、県では「セレクト神奈川100」において、先端医療関連産業を支援対象に位置付けて、積極的に取り組んでいるところです。

企業誘致施策「セレクト神奈川100」は、平成30年度末で事業期間を終了することとしていましたが、当面の措置として、現行制度を1年間延長しましたので、今後も先端医療関連産業等の集積に、鎌倉市と連携して取り組んでいきます。

.....

<要望事項>

10 住宅宿泊事業の実施の制限

市町村の状況に応じて住宅宿泊事業の実施を制限できるよう、神奈川県が定める住宅宿泊事業法第18条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例を改正すること。

<措置状況>【健康医療局】

住宅宿泊事業法第18条に、事業の実施の制限については、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときに、合理的に必要と認められる限度において政令で定める基準に従い条例で区域と期間を定めるとされていることから、地域の実情に精通した市町村の意見を踏まえ、条例の改正の要否について検討していきます。

25 都市公園等の整備

<要望事項>

1 県立おだわら諏訪の原公園の整備

県西地域の広域公園として、県民の潤いや安らぎ、健康増進など重要な役割が期待される県立おだわら諏訪の原公園について、県民のニーズに応え、地域の荒廃した農地や林地の再生による鳥獣被害を軽減するために、第2期・第3期事業区域を早期に事業化すること。

《措置状況》【県土整備局】

おだわら諏訪の原公園については、第1期区域の全面開園を目指して、残る用地の取得に取り組んでおり、第2期以降の区域については、厳しい財政状況の中で、拡大整備に着手できない状況です。

そうした中、第2期、第3期の区域を含む本公園の状況を、多くの方々に知っていただくため、地元地権者会や小田原市などと連携し、既存の農地や農道を活用したスタンプラリーなどのイベントを開催したところです。

本公園では、基本計画の策定後、約20年が経過し、公園を取り巻く状況が変化してきていることから、この公園が果たすべき機能を精査するとともに、コスト縮減の観点から基本計画を見直すことが必要となっています。

そこで、平成30年度から31年度の2か年で、基本計画を見直すための委託調査を実施しているところであり、その成果などを踏まえながら、事業化に向けた検討を進めていきます。

<要望事項>

2 小網代の森への入り口通路の整備

三浦半島国営公園圏構想の連携地区に位置付けられている小網代の森について、年間来遊者数を増加させるため、今まで以上に広報に努めるとともに、来遊者が安全で歩きやすい通路に改修すること。

《措置状況》【環境農政局】

小網代の森の広報については、市を含めた関係機関の協力をいただきながら、環境学習のイベントスケジュールのホームページへの掲載、リーフレット配架場所の拡大など、広報の充実に努めてきました。今後も、外国人向けの観光パンフレットへの掲載など、引き続き広報の充実に努めていきます。

通路については、平成30年度から引橋入口の改修工事に着手し、引き続き来場者の安全確保に努めていきます。

26 道路の整備

<要望事項>

1 国道等の早期事業化、整備

(1) 国道134号の交通渋滞の解消や防災力・都市景観の向上、歩行空間の確保を図るとともに、災害時の緊急輸送道路としての更なる機能強化と電線地中化を推進すること。

《措置状況》【県土整備局】

国道134号は、沿岸部や市街地を通る緊急輸送道路であることから、防災力の向上や歩行空間の確保などを図ることは重要であると認識しており、厳しい財政状況を踏まえ、緊急度や優先度を勘案し、課題解決の見通しが立った箇所などにおいて事業を実施しています。

鎌倉市域では、鎌倉高校駅前交差点の前後の区間において、擁壁の改良や歩道の設置工事を行っ

ており、交差点部については、平成29年度に右折レーンの設置が完了しました。

また、腰越漁港付近とそれに続く腰越橋までの区間において、歩道整備計画の策定に向け、調査設計を進めているところです。腰越漁港付近は、漁港に隣接していることから、漁港管理者である鎌倉市の協力が不可欠であり、引き続き、鎌倉市の協力をいただきながら事業に取り組んでいきます。

稲村ヶ崎公園前から材木座有料駐車場までの区間の電線地中化事業については、現道の歩道幅員が狭く、沿道の用地買収が必要になることから、早急に電線地中化事業を行うことは困難ですが、現在、国では無電柱化の推進にかかる技術検討等が進められていますので、これらの動向を注視してまいります。

三浦市域では、市域で初めての電線地中化事業として、国道134号の初声町において、平成30年度から詳細設計に着手したところです。今後、出来るだけ早期の完成を目指してまいります。

.....

<要望事項>

(2) 厚木秦野道路（国道246号バイパス）全線の早期事業化、全線の早期整備を国に働きかけるとともに、県においても積極的に支援すること。

《措置状況》【県土整備局】

厚木秦野道路の事業化区間の整備促進や未事業化区間の早期事業化については、県内関係市町村や経済団体等と連携して国へ要望してきたところです。また、県では、これまで厚木秦野道路にアクセスする道路の整備や、工事に伴う埋蔵文化財調査などの関係者調整を行ってきています。

更なる事業促進を図るためには、沿線自治体と連携して様々な手法を検討し、国等へ提案していく必要があると考えていることから、引き続き積極的に取り組んでいきます。

.....

<要望事項>

(3) 第二東海自動車道（新東名高速道路）の早期供用開始を国に働きかけること。

《措置状況》【県土整備局】

新東名高速道路の早期供用については、県内関係市町村や経済団体等と連携して、国や高速道路会社へ要望してきたところであり、今後も引き続き様々な機会をとらえて、国等へ強く要望していきます。

.....

<要望事項>

(4) 西湘バイパスの延伸整備の早期事業化を図ること。

《措置状況》【県土整備局】

西湘バイパスの延伸については、国等へ早期に計画の具体化が図られるよう要望するとともに、広域農道の整備の進捗状況などを踏まえながら、事業化に向けた調査・検討を進めていきます。

.....

<要望事項>

(5) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に合わせ、江ノ島会場と腰越漁港間の国道134号における歩行環境や道路景観を改善すること。

《措置状況》【県土整備局】

国道134号の腰越漁港付近とそれに続く腰越橋までの歩道整備の御要望とお聞きしており、歩道整備計画の策定に向け、調査設計を進めているところです。

腰越漁港付近は、漁港に隣接していることから、漁港管理者である鎌倉市の協力が不可欠であり、引き続き鎌倉市の協力をいただきながら事業に取り組んでいきます。

.....

<要望事項>

(6) 高規格幹線道路等の計画区域には、人家の移転が予定されるため、道路事業用地対象者への配慮や地元農業者の営農継続、営農集落の再生等に配慮した対策を講じること。

<措置状況>【県土整備局】

高規格幹線道路等の整備に当たっては、道路事業用地対象者への配慮など、御要望の趣旨を踏まえ、可能な限り配慮して事業を進めていくよう、引き続き事業者働きかけていきます。

.....

<要望事項>

(7) 国道467号の南部地区の早期完成と未着手区間の早期着手を図ること。

<措置状況>【県土整備局】

国道467号南部地区整備区間（藤沢市境から渋谷小学校前歩道橋）の歩道整備については、今後も大和市や地元関係者の協力を得ながら事業推進に努めていきます。

その他の地域の歩道整備については、事業中区間の進捗状況、県全体から見た事業の優先度や緊急度などを考慮しながら検討していきます。

.....

<要望事項>

2 県道等の早期事業化、整備

(1) 三浦半島中央道路の湘南国際村から県道26号（横須賀三崎）までの間の都市計画決定区間の早期整備及び逗子区間について早期着工すること。

<措置状況>【県土整備局】

三浦半島地域においては、現在、「(都) 安浦下浦線」や「三浦縦貫道路Ⅱ期（北側区間）」の整備に重点的に取り組んでいるところです。

三浦半島中央道路の南側区間についても、「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」に位置付けている、重要な幹線道路であると認識しており、引き続き、道路計画に必要な調査・検討を進めていきます。

また、三浦半島中央道路の北側区間約1kmについても、「かながわのみちづくり計画」に「整備推進箇所」として位置付けており、以前は、地元の強い反対がありましたが、平成26年度以降、交通量調査などの調査の実施については、地元自治会の概ねの理解を得られ、これまで、交通量調査や地質調査などを行ってきました。

本線北側で県道24号（横須賀逗子）に接続する逗子警察署入口交差点については、今後も引き続き、逗子市の御協力をいただきながら、課題の整理や改良を実施した場合の影響範囲など、基礎的な検討を進めていきます。

.....

<要望事項>

(2) 県道24号（横須賀逗子）について、早期の交差点改良や拡幅を実施すること。

<措置状況>【県土整備局】

県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

県道24号（横須賀逗子）の都市計画に基づく道路拡幅については、本計画に位置付けておらず、拡幅改良を進めることは困難ですが、逗子警察署入口交差点については、三浦半島中央道路北側区間が接続する交差点ですので、逗子市の御協力をいただきながら、課題の整理や改良を実施した場合の影響範囲など、基礎的な検討を進めていきます。

.....

<要望事項>

- (3) 三浦縦貫道路Ⅱ期区間及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路「西海岸線」の未整備区間を早期に整備すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

三浦縦貫道路Ⅱ期の北側（先行整備）区間の約1.9kmについては、埋蔵文化財調査に時間を要していましたが、調査の目途がついたため、引き続き、地元市の御協力を得ながら、平成31年度の供用を目指して整備を進めていきます。

なお、初声小学校入口交差点については、平成30年度末に供用予定です。

都市計画道路西海岸線の未整備となっている延長約2.5kmについては、「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」として位置付けています。

本路線は、自然豊かな「小網代の森」に近接し、「小網代湾」を跨ぐ大規模な橋梁が必要となることから、自然環境への影響やコスト縮減への対応など、具体的な調査・検討が必要となります。

このため、引き続き、橋梁の予備設計を進め、必要な環境調査を実施していきます。

.....

<要望事項>

- (4) 県道215号（上宮田金田三崎港）（江奈湾付近）の歩道設置を含めた視距改良整備及び宮川橋付近から都市計画道路城ヶ島線までの歩道設置を含めた道路改良を早期に実施すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

県道215号（上宮田金田三崎港）江奈湾付近の視距改良については、平成26年度から精力的に工事を進め、平成30年9月に法面工事が完了し、バスベイ設置や舗装工事も平成30年度に発注していきます。今後も引き続き、三浦市と連携を図り、地元関係者の御理解御協力をいただきながら、平成31年内の完成を目指していきます。

また、県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めています。こうした中、宮川橋付近から都市計画道路城ヶ島線までの御要望区間については、幅員が狭く、歩道がないことは認識していますが、交通量が少なく、緊急度、優先度を勘案すると、直ちに事業化することは困難であることから、課題の洗い出し等の検討や、何が出来るか等について、市とともに議論を深めていきたいと考えています。

.....

<要望事項>

- (5) 都市計画道路「新国道線」のうち、県道45号（丸子中山茅ヶ崎）から県道404号（遠藤茅ヶ崎）までの区間について、「かながわのみちづくり計画」に基づき整備すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

御要望の区間については、「かながわのみちづくり計画」に、「将来に向けて検討が必要な道路」として反映したところですが、引き続き地元市が主体となって、課題の整理など計画の熟度を高めいただき、県としても地元市の検討に協力していきます。

.....

<要望事項>

- (6) 都市計画道路「相模原二ツ塚線」及び「水窪座間線」の第1期事業区間の早期整備、供用開始をするとともに、全線の事業実施をすること。

<<措置状況>>【県土整備局】

都市計画道路相模原二ツ塚線については、都市計画道路町田南大野線から県道50号（座間大和）までの区間を、「かながわのみちづくり計画」において「整備推進箇所」に位置付けており、平成29年度には、長期間に渡り難航していた用地取得が完了しました。今後は、相模原市と連携して、残

る工事を進めていきます。

また、県道50号（座間大和）以南については、今後の検討課題としています。

.....
<要望事項>

(7) 都市計画道路「寺尾上土棚線」の県道40号以北について早期に整備するとともに、関係行政機関による勉強会を積極的に開催すること。

《措置状況》【県土整備局】

都市計画道路寺尾上土棚線の延伸については、「かながわのみちづくり計画」において、県道40号（横浜厚木）から（都）緑ヶ丘大塚線までを「事業化検討箇所」として位置付けていますが、住宅密集地や学校などの公共施設を通過するほか、相模鉄道との立体交差が必要となるなど、様々な課題があります。

そこで、広域的な観点から県が事務局となって、平成26年に関係する3市（綾瀬市、海老名市、座間市）との勉強会を立ち上げ、これまで、8回にわたり周辺道路の混雑状況などの現状把握や、県道とする場合の条件の整理など、事業化に向けた課題整理に取り組んできたところです。

今後も引き続き、事業効果の整理などについて、関係3市と検討を進めていきます。

.....
<要望事項>

(8) 県道45号（丸子中山茅ヶ崎）、県道40号（横浜厚木）、県道42号（藤沢座間厚木）の歩道及び主要交差点付近の右折車線等を早期に整備すること。

《措置状況》【県土整備局】

主要交差点の右折レーンの設置及び歩道の整備についてですが、県では、自動車や歩行者の交通量を踏まえ、右折レーンの設置や歩道整備を進めており、綾瀬市内では、県道40号（横浜厚木）の小園交差点で、平成29年度から、右折レーン設置に向けた調査、設計に着手するとともに、県道45号（丸子中山茅ヶ崎）の吉岡交差点で、右折レーンの設置や歩道の整備を、また、県道42号（藤沢座間厚木）の大上地区で、歩道の整備事業を実施しています。

今後は、事業中箇所の進捗状況をみながら、次の整備箇所について検討していきますが、事業着手に当たっては地元の合意形成が必要なことなどから、関係市の協力が不可欠であると考えていますので、引き続き、よろしくお願いします。

.....
<要望事項>

(9) 県道22号（横浜伊勢原）について、早期に都市計画決定等の手続きを進め、拡幅整備を事業化するとともに、電線類の地中化を図ること。

《措置状況》【県土整備局】

県道22号（横浜伊勢原）について、まずは、用田バイパスから県道46号（相模原茅ヶ崎）までの約2.1km区間について、4車線化に取り組むこととしており、「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」に位置付けています。

これまで、道路計画について地元説明を行い、現在、都市計画決定に向けた手続きを進めているところです。

今後も引き続き、早期事業化に向けて努めていきます。

また、無電柱化の実施に当たっては、様々な課題がありますので、今後、検討が必要と考えています。

.....

<要望事項>

(10) 県道407号（杉久保座間）の幅員が狭い国分地区、杉久保地区、同地区内交差点の危険箇所を早期に拡幅整備すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところ
です。

御要望の箇所については、現時点では事業化の可能性が低く、拡幅整備を進めることは困難なこ
とから、当面の交通安全対策を実施しています。

具体的には、南側の杉久保地区で、市が実施している水路（釜坂川）の暗渠化と連携して、歩道
整備（幅員2m以上）を行っており、約180mが完成し、残りの80m区間についても、市の水路整備
に併せて、取り組んでいきます。

また、北側の国分南1・2丁目地区については、これまでに舗装及び側溝の補修工事に併せて、
実施できる安全対策や、市と連携して横断歩道部の歩行者だまりの設置を実施しました。

今後も、引き続き市や交通管理者と連携して当面の安全対策に取り組んでいきます。

.....

<要望事項>

(11) 県道40号（横浜厚木）について、海老名駅入口交差点改良事業への早期着手と国分坂下交差点
から海老名小学校までの歩道拡幅による安全対策を実施するとともに、電線類の地中化を図るこ
と。

<<措置状況>>【県土整備局】

県道40号（横浜厚木）の海老名駅入口交差点については、右折レーンがなく渋滞していることは
認識しており、事業を進めたいと考えていますが、用地取得が難航して、工事着手が出来ない状況
です。

引き続き、市と連携して、用地交渉を進めていきたいと考えていますので、御協力をお願いしま
す。

県道40号（横浜厚木）の国分坂下交差点から海老名小学校までの歩道拡幅については、海老名市
通学路交通安全プログラムに基づき、「海老名市立小中学校通学路安全対策委員会」が合同点検の実
施箇所に決定した場合は、合同点検の場で、現地の状況を確認し、県では、無電柱化を含め、どの
ような対応が可能か、市や交通管理者などとともに検討していきます。

.....

<要望事項>

(12) 都市計画道路「河原口中新田線」の未整備区間、「中新田鍛冶返線」の整備区間延長、「下今泉
門沢橋線」の早期事業着手と国道246号交差点までの北伸整備に取組み、渋滞の緩和と歩行空間
の確保をすること。

<<措置状況>>【県土整備局】

都市計画道路「河原口中新田線」の中新田市街道交差点から相模大橋東交差点までの区間は、「か
ながわのみちづくり計画」において、「将来に向けて検討が必要な道路」として計画に反映しており、
地元の海老名市で課題の整理など進めたいと考えています。

都市計画道路「中新田鍛冶返線」については、「かながわのみちづくり計画」の改定において、海
老名市からの御要望を踏まえ、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的
に検討した結果、計画には反映していません。

都市計画道路下今泉門沢橋線は、県道51号（町田厚木）までの延長約1km区間を、「かながわのみ
ちづくり計画」に、「整備推進箇所」として位置付けており、平成23年度に事業箇所として予算化し
ています。

平成29年度は、J R相模線等との交差区間において、地質調査や道路設計等、詳細な検討を行っ

た結果を踏まえ、道路アンダーから道路オーバーへ、都市計画変更を行ったところであり、今後も海老名市の協力を得ながら、整備を推進していきます。なお、暫定的な整備として、都市計画道路河原口勝瀬線との交差点において、平成29年度に右折レーン設置工事を行ったところですが、県道40号（横浜厚木）との交差点についても、右折レーン設置などの暫定改良に向けて、引き続き、用地取得に取り組んでいきます。

なお、県道51号（町田厚木）との交差点から、国道246号交差点までの北進区間については、「かながわのみちづくり計画」で、「将来に向けて検討が必要な道路」として計画に反映しています。まずは、地元の海老名市が主体となって、課題の整理など基礎的な検討を行い、計画の熟度を高めたいいただくことが必要だと考えており、県としても市の検討に協力していきます。

.....

<要望事項>

(13) 都市計画道路「穴部国府津線」、「城山多古線・小田原山北線」、「小田原中井線」の整備促進を図ること。

<<措置状況>>【県土整備局】

都市計画道路穴部国府津線、同城山多古線・小田原山北線、同小田原中井線については、いずれも県西地域における交通ネットワークを強化する重要な幹線道路です。

このため、全ての路線を「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」に位置付け、用地取得や交差する鉄道事業者との調整などを進めており、引き続き整備を推進していきます。

その中でも、都市計画道路城山多古線・小田原山北線は、小田原、南足柄両市間の交流・連携を支える、大変重要な路線と認識していますので、今後も引き続き、用地取得など着実に整備を進めていきます。

なお、県の厳しい財政状況の中、これら路線の整備推進には、交付金等を活用した予算確保が必要ですので、小田原市の御協力もいただきながら、様々な機会をとらえて、国へ強く要望していきます。

小田原中井線については、小田原市羽根尾から国道1号までの区間を、「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」に位置付けており、これまでに起終点において一部用地取得を行いました。

今後も引き続き地元の御協力を得ながら、事業推進に努めていきます。

.....

<要望事項>

(14) 都市計画道路「和田河原・開成・大井線」の建設を早期実現すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

都市計画道路金子開成和田河原線の県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間については、「かながわのみちづくり計画」に「整備推進箇所」として位置付けています。

この区間では、JR御殿場線と交差することや、その隣接区域で、土地区画整理事業が進められていることから、大井町や、鉄道事業者などと調整しながら、道路計画を取りまとめ、平成30年3月に、事業期間を10年とする国の事業認可を取得しました。

今後は、土地所有者の御協力をいただきながら、用地を取得していくとともに、鉄道との立体交差工事が円滑に実施できるよう、鉄道事業者と具体的な施工方法等について、協議を進めていきます。

また、都市計画道路和田河原開成大井線の都市計画道路沼田班目線から県道74号（小田原山北）までの区間については、まずは、県道711（小田原松田）から、国道255号までの区間の大井都市計画道路金子開成和田河原線を最優先に、取り組んでいるところであり、今後の検討課題と考えています。

.....

<要望事項>

(15) 南足柄市と箱根町の連絡道路の実現に向けて引き続き工事費等を確保し、平成32年3月までに完成すること。

《措置状況》【県土整備局】

南足柄市と箱根町を連絡する道路は、県西地域の新たな道路ネットワークを形成し、災害時の代替ルートになるとともに、観光振興を始めとする地域活性化にも役立つ重要な社会基盤です。

平成27年度に本格的な工事に着手し、平成30年度は、引き続き法面の防災対策工事や道路改良工事等を実施しています。

今後も東京2020オリンピック・パラリンピック開催までの開通に向けて、整備を推進していきます。

《措置状況》【県土整備局】

.....

＜要望事項＞
(16) 県道74号（小田原山北）と県道717号（沼田国府津）の交差点及び相模沼田駅の交差点に右折車線を設置すること。

《措置状況》【県土整備局】

沼田交差点及び相模沼田交差点については、これまでに交通量等の基礎調査を実施してきたところですが、工事着手については、事業中区間の進捗状況や県全体から見た事業の優先度や緊急度などを考慮しながら検討していきます。

《措置状況》【県土整備局】

.....

＜要望事項＞
(17) 県道21号（横浜鎌倉）の鶴岡八幡宮から北鎌倉、県道32号（藤沢鎌倉）の鎌倉大仏周辺、県道204号（金沢鎌倉）の鶴岡八幡宮前交差点から十二所神社及び県道311号（鎌倉葉山）の全線の歩行者空間の改善について、県と市の連携を更に強化し、実効性のある方策を早期に検討すること。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に合わせた歩行環境や道路景観を改善すること。

《措置状況》【県土整備局】

一般的に歩道拡幅等で歩行者空間を改善するためには、用地買収が伴いますので、多くの時間を必要としますが、加えてこの地域においては、史跡や歴史的建造物が多いこと、自然環境の保全への配慮が必要なこと等、この地域特有の課題があります。

今後は、具体的にどのような取組ができるのか、鎌倉市からの御提案もいただきながら検討する必要があると考えています。

《措置状況》【県土整備局】

.....

＜要望事項＞
(18) 座間都市計画道路3・3・2号広野大塚線について早期に事業を実施すること。

《措置状況》【県土整備局】

都市計画道路広野大塚線のうち、都市計画道路寺尾上土棚線から続く都市計画道路緑ヶ丘大塚線までの区間については、「かながわのみちづくり計画」において、「事業化検討箇所」として位置付けており、平成26年に関係する3市（綾瀬市、海老名市、座間市）との勉強会を立ち上げ、事業効果の整理などについて、関係3市と検討しているところです。

なお、事業化検討箇所以外の区間については、現時点では、事業化の可能性が低く、事業を進めることは困難です。

《措置状況》【県土整備局】

.....

＜要望事項＞
(19) 「かながわのみちづくり計画」に位置付けられた座間都市計画道路3・4・5号座間南林間線について、早期に事業化すること。

《措置状況》【県土整備局】

都市計画道路座間南林間線の御要望の区間については、「かながわのみちづくり計画」において「事

業化検討箇所」に位置付けており、市とともに設置した勉強会で、小田急小田原線との交差方式など、事業化に向けて検討しているところです。

今後、まずは、鉄道事業者を始め、関係機関との協議を行うとともに、県と市が連携・協力し、道路計画の詳細な内容について検討していきます。

その上で、できるだけ早期の都市計画変更に向け、地域の方々の御意見も伺いながら、速やかに未整備区間全体の計画案を取りまとめていきます。

.....

<要望事項>

(20) 県道43号(藤沢厚木)の松枝交差点から中町交差点までの間について、早期に道路の拡幅及び歩道の設置を行うこと。

<措置状況>【県土整備局】

県道43号(藤沢厚木)の御要望の区間(都市計画道路旭町松枝町線)については、「かながわのみちづくり計画」において、「事業化検討箇所」として位置付けています。本路線は、市を事務局とした「寿町通り街路整備推進協議会」において、街づくりと一体となった道路整備を検討中であるため、協議会の動向を注視しながら勉強会の設置に向け市と調整を進めたいと考えています。

.....

<要望事項>

(21) 県道601号(酒井金田)の歩道の未整備区間について、早期に整備すること。

<措置状況>【県土整備局】

県道601号(酒井金田)の金田交差点工区の南側区間については、「かながわのみちづくり計画」に「整備推進箇所」として位置付けており、引き続き、事業推進に努めていきます。

.....

<要望事項>

(22) 県道42号(藤沢座間厚木)について、第二期整備区間の早期完成に向けて整備を推進すること。

<措置状況>【県土整備局】

県道42号(藤沢座間厚木)の第二期区間については、「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」に位置付けています。

本路線は、三田小学校のグラウンドを通過するため、市と連携して、引き続き三田小学校の学校施設の再整備に取り組むとともに、工事の進捗に努めていきます。

.....

<要望事項>

(23) 県道40号(横浜厚木)の境橋から中央7丁目までの早期事業認可の取得及び事業着手を図ること。また、小田急線踏切(大和1号)を改良すること。

<措置状況>【県土整備局】

県道40号(横浜厚木)の境橋から中央7丁目までの区間の整備については、「かながわのみちづくり計画」の改定に当たり、大和市からの御要望を踏まえ、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映していません。

小田急江ノ島線大和1号踏切については、歩行者の安全を確保するため、踏切内の歩道拡幅に向けた設計に着手しています。

.....

<要望事項>

(24) 県道45号（丸子中山茅ヶ崎）の事業認可区間の早期完成を図ること。また、交通安全対策の実施と事業認可区域外の早期事業化を図ること。

<<措置状況>>【県土整備局】

県道45号（丸子中山茅ヶ崎）の横浜市境から約1.0km区間については、「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」に位置付けています。

平成14年度から4車線化事業に着手し、平成22年度からまとまった用地が確保できた箇所の歩道整備を行っています。

また、事業区間西側の旧県道から桜ヶ丘1号踏切間の安全対策については、これまでに、概ね7割の歩道設置工事が完了しています。

今後も、地元住民の御理解をいただきながら、用地取得を進めるとともに、事業進捗に努めていきます。

なお、事業認可区域外の早期事業化については、「かながわのみちづくり計画」の改定に当たり、大和市からの御要望を踏まえ、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映していません。

.....

<要望事項>

(25) 都市計画道路「相模原二ツ塚線」（第1事業区間）を事業期間内で確実に完成し、第2期及び第3期区間を継続的に施工すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

都市計画道路相模原二ツ塚線については、都市計画道路町田南大野線から県道50号（座間大和）までの区間を、「かながわのみちづくり計画」において「整備推進箇所」に位置付けており、平成29年度には、長期間に渡り難航していた用地取得が完了しました。今後は、相模原市と連携して、残る工事を進めていきます。

また、県道50号（座間大和）以南については、今後の検討課題としています。

.....

<要望事項>

3 広域農道の整備

広域農道小田原湯河原線は、県西地域の農業発展に大きく寄与するだけでなく、地域生活の改善及び防災上の観点からも、重要な路線であることから、当地域のネットワークの構築とともに、引き続き路線全体の整備促進を図ること。

<<措置状況>>【環境農政局】

広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）については、県西地域の農業の発展と活性化につながるよう、国の予算確保に努めながら、路線全体の早期完成を目指していきます。

.....

<要望事項>

4 橋梁の整備

「SS9橋緊急整備計画」による（仮称）相模新橋（都市計画道路「社家岡田線」相模川橋梁部）を早期に整備すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

（仮称）相模新橋については、現在、歩行者等の交通安全の観点から、取水堰の管理橋として使用されている橋を、人や自転車に限定して通行できるように、地元の厚木市及び海老名市と協力しながら取り組んでいます。

<要望事項>

5 交通円滑化と利便性向上

本町山中有料道路、三浦縦貫道路の通行料金の引き下げ、逗葉新道の無料化をすること。
平成31年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴い通行料金を見直す場合においても、三浦半島3有料道路の料金は据え置くこと。
また、利便性向上のためETCを導入すること。

《措置状況》【県土整備局】

本町山中有料道路及び三浦縦貫道路については、開通後の利用交通量は計画を下回るなど、道路公社の経営環境は非常に厳しい状況にあるため、料金の値下げは困難な状況です。

逗葉新道については、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極めていく必要があります。

三浦半島中央道路が県道24号（横須賀逗子）まで開通すると、周辺の交通の流れも変わってくるものと考えられますので、そうした時期を目途に、道路公社や市町との調整に取り組んでいきたいと考えています。

今後、消費税率が8%から10%に引き上げられる際の料金改定については、国から示される方針に基づいて対応していくこととなりますが、これまでの料金値上げの経緯を踏まえ、地元の声を受け止めながら検討していきます。

ETCについては、国や高速道路会社等により、駐車場において試行運用を行い、ネットワーク型ETCの技術的課題解決に目途がついたところであり、県と道路公社は、有料道路での実験に向けた準備を進めていきます。

<要望事項>

6 自転車通行帯の整備

交通の大動脈である国・県道における自転車通行帯等を整備すること。

《措置状況》【県土整備局】

国が定めた「自転車利用環境創出ガイドライン」によれば、自転車通行環境の改善等を進めるに当たっては、まず市町村が自転車ネットワーク計画を策定することとされています。

県では、計画策定時に参画するとともに、ネットワーク計画で選定された県が管理する路線について実施可能な自転車通行空間の整備を検討していきます。

27 都市交通施策の推進

<要望事項>

1 鉄道延伸の「かながわ交通計画」への位置付け

小田急多摩線の上溝以西の延伸及び相鉄線の乗り入れや延伸について、「かながわ交通計画」に位置付けること。

《措置状況》【県土整備局】

国の交通政策審議会の答申において、小田急多摩線の上溝以西の延伸を検討する場合には、唐木田から上溝までの延伸整備の進捗状況を踏まえつつ行うことが適当であるとされており、「かながわ交通計画」への位置付けについては、この答申を踏まえるとともに、地元の取組状況も考慮しながら、検討していきます。

相鉄線の乗り入れ又は延伸については、まずは、その必要性や事業性など、様々な観点から検証していく必要があり、地域において議論を深めていただきたいと考えています。

.....

<要望事項>

2 神奈川県地域間幹線系統確保維持費補助金の確保

神奈川県地域間幹線系統確保維持費補助金について、十分な予算を確保するとともに、近年の国の積極的な取組みを鑑み、県補助金においても多様化する運行形態を広く補助対象とし、広域自治体としての役割を十分に発揮すること。

<措置状況>【県土整備局】

県では、複数市町村にまたがって運行するバス路線において、「生活交通確保対策地域協議会」の協議結果により、維持確保の必要性が認められるもののうち広域性がある路線について、「地域間幹線系統確保維持費補助金」の対象としており、国と協調して、路線の確保・維持を支援しているところです。

.....

<要望事項>

3 コミュニティバスの運行支援

高齢者等の交通弱者に対する自立支援や交通不便地域の解消等を目的とする市町村によるコミュニティバスの運行には、多額の財政負担が必要となるため、国庫補助制度の対象となるよう見直しを行うよう国に働きかけるとともに、県においても、事業者に委託して運行している市町村が補助の対象となるよう補助制度の見直しを行うこと。

<措置状況>【県土整備局】

国は、「地域公共交通確保維持改善事業」により生活交通確保策の取組の支援を行っていますが、国の補助を受けているものは、一部にとどまっています。

そこで県は、地域の実情に応じて、きめ細やかな地域公共交通の確保の取組を推進できるよう、補助要件の緩和などの支援の拡大を、引き続き国に働きかけていきます。

また、県は、国と協調して補助を行っているところであり、県の補助制度については、国の補助要件の緩和などの状況を踏まえて、検討していきます。

.....

<要望事項>

4 公共車両優先システム（PTPS）の導入推進

公共交通を推進し交通渋滞の緩和等を図るため、バスの公共車両優先システム（PTPS）導入を更に推進すること。

<措置状況>【警察本部】

公共車両優先システム（PTPS）については、県警察による光ビーコン等の整備が必要となりますが、同時に、バス事業者において光ビーコンと通信をするための車載機をバスに設置する必要があります。

導入については、交通需要、交通環境を踏まえた上で、整備する路線、整備の時期、内容等についてバス事業者と連携し検討していきます。

.....

<要望事項>

5 ロードプライシングの推進

多くの地域から観光客が訪れる鎌倉地域の主要な幹線道路（県道など）では、休日を中心に著しい交通渋滞が発生していることから、その解消の施策である（仮称）鎌倉ロードプライシングの実現に向けた連携体制を構築すること。

<措置状況>【県土整備局】

県は、鎌倉市が交通計画の策定及び推進に関し調査及び検討を行うために設置した「鎌倉市交通

計画検討委員会」及びロードプライシングに特化した「特別委員会」並びに国が設置した「鎌倉エリア観光渋滞対策実験協議会」に委員として参加しており、引き続き、こうした場を通じて必要な技術的助言を行っていきます。

28 河川・海岸の整備

<要望事項>

1 河川の整備

(1) 平成27年4月に策定された小出川・千の川河川整備計画に基づき、小出川の治水面上における安全対策を講じるとともに、平成30年7月に策定された相模川・中津川河川整備計画に基づき、早期整備について積極的な取組みを行うよう国に働きかけること。

《措置状況》【県土整備局】

小出川については、時間雨量50mmの降雨に対応できるよう、「小出川・千の川河川整備計画」に基づき、下流から順次、川幅を広げる護岸工事や、橋梁の架け替え工事のほか、遊水地の整備に向けた調査を進め、基本設計が完了したところです。

現在、川幅を拓げる工事については、聖天橋の架け替え工事などを実施しています。

また、遊水地については、茅ヶ崎市の行谷地区を最有力候補地として選定し、基本設計を実施しました。この基本設計での検討内容を踏まえ、関係部局との調整や地権者への説明を進めています。

また、相模川の国土交通省直轄区間においては、県としても、引き続き河川整備計画に基づく築堤整備の促進について国に要望し、御要望の主旨を国に伝えていきます。

<要望事項>

(2) 平成26年6月の引地川、境川の特定都市河川への指定により、市民や事業者、流域自治体に対する新たな雨水の流出抑制対策などの負担を求めている状況を踏まえ、治水対策の根幹をなす河川改修を速やかに推進すること。

《措置状況》【県土整備局】

境川及び引地川については、「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に位置付け、時間雨量概ね60mmの降雨に対応できるよう、遊水地や護岸の整備を進めています。

引地川については、藤沢市内において、4つの池からなる下土棚遊水地の整備を進めています。早期に整備効果を発揮させるため、一番下流側の池について、重点的に整備を進めており、この池については、平成30年8月に供用を開始しました。なお、遊水地全体については、平成32年度の供用を目指しています。また、藤沢市と大和市の境に位置する大山橋の架け替えについては、平成30年12月に完成しました。さらに、その上流の千本桜区間については、平成28年度から、順次、区間を区切って整備を進めています。

境川については、相鉄線の橋梁付近の約1.1km区間において護岸の整備に取り組んでおり、平成30年度は境橋下流左岸の護岸整備を進めています。

また、相鉄線の橋梁の架け替えに向けては、これまでに橋梁の設計が完了しており、引き続き土地所有者の御理解を得ながら、用地取得に取り組み、早期の工事着手を目指していきます。

今後も「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に基づき、境川、引地川の河川整備を推進していきます。

<要望事項>

(3) 近年の都市域における異常な豪雨により、新たな都市型水害が発生している状況を踏まえ、蓼川・引地川の河川改修事業を早期に完成すること。

《措置状況》【県土整備局】

蓼川及び引地川については、「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に位置付け、時間雨量概ね60mmの降雨に対応できるよう、護岸の整備などを進めていきます。

.....
<要望事項>

(4) 近年の異常気象に伴う台風やゲリラ豪雨による床上浸水等の水害対策として、早期に河川改修に取り組むこと。

《措置状況》【県土整備局】

蓼川については、「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に位置付け、時間雨量概ね60mmの降雨に対応できるよう、護岸の整備を進めています。

蓼川の引地川合流点から比留川合流点までの約1.2kmの区間については、平成32年度を目途に、既設橋梁の架け替え工事との調整を図りながら、護岸整備を完了する予定です。

比留川合流点から上流については、これまでに中川橋までの約0.6kmの区間の護岸整備が完了しており、引き続き上流に向けて整備を進めていきます。

.....
<要望事項>

(5) 浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所について、河川改修等の一層の促進とともに、集中豪雨に対応するため、目久尻川の新たな河川改修をすること。

《措置状況》【県土整備局】

永池川の東名高速道路交差部より上流の流橋までの延長1.3kmの未整備区間については、下流から順次区間を区切って整備を進めることとしています。現在は、最下流の約0.5kmについて、整備に取り組んでおり、平成25年度から用地買収に着手し、平成29年度末までの用地取得率は約9割となっています。

また、平成30年度から、80号橋の架け替えなどの工事に着手しました。

今後も、引き続き用地買収を推進しながら、早期の整備を目指していきます。

目久尻川については、時間雨量50mmの降雨に対応する整備が概ね完了していますが、一部堤防の高さが足りない箇所、堤防の嵩上げ工事などを行っています。

目久尻川の新たな河川改修については、県内にはまだ時間雨量50mmの降雨に対応する整備が完了していない河川も多くありますので、まずはそれらの河川について、優先的に整備を進めていきます。

.....
<要望事項>

(6) さがみグリーンラインの整備について、相模川における水辺の軸を基軸として、各スポーツ施設のネットワーク化を図り、新たなスポーツイベント等の創出につなげるため、さがみグリーンライン整備を計画的に早期完了すること。

《措置状況》【県土整備局】

さがみグリーンライン自転車道については、県央地域の座架依橋付近から湘南地域の湘南大橋に至る計画延長約21kmのうち、さがみ縦貫道路と並行する海老名市河原口から寒川町一之宮までの約10kmを先行整備区間として位置付けています。

この区間については、これまでに用地取得がほぼ完了し、河川の工事に影響がないなど、条件が整った箇所から、順次、工事を進めており、平成30年度までに海老名市内の約2.6km区間が完成する予定です。

平成31年度は、これまでに供用した区間の下流側の工事を進めていきます。

また、さがみグリーンラインの緑地については、自転車道の整備を始め、関連する事業の進捗状況に併せて、順次、取り組んでいきます。

.....

<要望事項>

(7) 二級河川山王川の河川の整備を促進すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

山王川については、「都市河川重点整備計画（新セーフティリバー）」に位置付け、時間雨量概ね43mmの降雨に対応できるよう、護岸の整備を進め、河口から富士見橋の区間は、護岸の整備が完了しています。

現在は、富士見橋から小田急線橋梁の区間で、川幅を拓げるための護岸工事に着手し、平成30年7月までに右岸側の護岸110mが完成しました。また、小田急線橋梁の架け替えについては、平成29年度に詳細設計が完了しました。

今後は、用地難航案件の交渉を行うとともに、小田急線橋梁の架け替え工事の実施に向けて鉄道事業者と調整を進めていきます。

.....

<要望事項>

(8) 狩川・内川等県管理の河川において、土砂が堆積している箇所があり、近年多発している集中豪雨等への対応や下流地域の安全のためにも、早期に河床を浚渫すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

河川に堆積した土砂の撤去については、現在の河道の流下能力を最大限活かすために重要な取組と考えており、また、多くの市町村から御要望をいただいていることから、平成29年度から、県全体での堆積土砂の撤去に係る予算を増額したところです。

個々の河川での実施に当たっては、堆積状況を見ながら実施することとしており、狩川・内川等については、今後、必要に応じて堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めていきます。

.....

<要望事項>

(9) 「ひばりが丘排水区」の放流先となる引地川改修事業を促進すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

引地川については、「都市河川重点整備計画・新セーフティリバー」に位置付け、時間雨量概ね60mmの降雨に対応できるよう、今後も、引き続き、遊水地や護岸の整備を進めていきます。

.....

<要望事項>

(10) 相模川三川合流点地区について、相模川・中津川河川整備計画の策定に合わせ、低水護岸の整備を早期着手するとともに、河川敷での樹林化対策及び水辺に親しむ環境改善に向けた河原再生に取り組むこと。

<<措置状況>>【県土整備局】

「相模川・中津川河川整備計画」については、平成30年7月に、国と共同で策定しました。

当計画では、洪水等による侵食から堤防を防護する必要がある箇所については、低水護岸等、侵食対策を実施していくこととして、計画に位置付けています。

御要望の箇所については、治水上、侵食対策が必要な箇所となっていませんが、引き続き、厚木市の利用計画に基づく河川占用などに関する打合せを行いながら、低水護岸の整備について、調整していきます。

樹林化対策は、平成17年度から樹木の伐採を行っており、平成30年度は約3万㎡の伐採を実施しています。今後も引き続き対策を進めていきます。

三川合流点付近における泥炭層の露出については、川の流れが厚木市側に寄っているため、河床が削られやすくなっていることが原因の一つと考えられています。

そこで、川の流れを海老名市側にも造る必要があると考え、海老名市側の河原の一部を水路状に掘削し、厚木市側の泥炭層露出箇所へ覆土する等の対策を平成26年度までに実施しました。

また、平成28年度からは、覆土に加え、水制工を新たに実施しており、土砂が留まる等、一定の効果が得られています。

平成30年度も、水制工及び覆土を実施しており、今後も、現地の状況を見ながら、必要な対策を進めていきます。

<要望事項>

2 海岸等の保全

(1) 県管理地である海岸の侵食対策について、漁港やサイクリングロード等への飛砂侵入抑止効果及び海環境の保全効果も踏まえ、強風等により過剰に堆積している自然の海砂を活用するとともに、老朽化や砂に埋もれている竹箒柵等の改修を推進し、効果的な砂浜維持を行うこと。

特に侵食が激しくサイクリングロードの崩落の危険性もある箇所については、漁業に支障の出ない部材において緊急的かつ計画的な対策を実施すること。

《措置状況》【県土整備局】

茅ヶ崎海岸では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、相模川上流のダムの堆積土砂を養浜材として利用しているほか、茅ヶ崎漁港西側の一带に堆積した砂についても、漁港管理者である茅ヶ崎市と連携して、養浜材として活用しているところです。今後も引き続き、企業庁や茅ヶ崎市と連携して、養浜事業を進めていきます。

また、竹箒柵は、サイクリングロードや国道134号の通行機能の維持を図るため、飛砂の抑制が必要な箇所に設置しており、今後も引き続き、定期的に補修や更新を行っていきます。

特に侵食が著しい菱沼地区については、侵食によるサイクリングロードへの影響を考慮し、平成28年度からかご枠の設置工事を実施しており、今後も引き続き、対策に取り組んでいきます。

侵食対策の実施の際には、大型土のうを使用していましたが、今後は、大型土のうが沖合に流れないように、設置位置や工法の変更など、対応を検討していきます。

<要望事項>

(2) バーベキュー等の無秩序な海岸利用を制限する等の海岸管理対策、早急な砂浜浸食の原因調査による最良の養浜対策と改善対策に取組み、これらを踏まえた総合的な海岸管理の方策を県条例により定めること。

《措置状況》【県土整備局】

県では、関係市町や庁内関係部局で構成する「安全・安心で個性と魅力ある海岸づくり推進会議」を設置し、海岸利用の課題等に関する今後の取組方針に基づき、海岸利用の課題等について、対応を図っています。

バーベキュー等の適正利用については、地域の個性を尊重して、県条例等の一律の海岸利用の規制は設けずに、前述の取組方針に基づき、市町が海岸利用について定める「海・浜ルール」の周知・啓発に取り組むこととしており、キャンペーンの実施などについて支援していきます。

また、県では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした侵食対策を、砂浜の変化や回復状況に応じて着実に実施しています。

今後も引き続き、砂浜の移動現況調査等を行い、養浜の効果を検証しながら、対策に取り組んでいきます。

29 漁港等の整備

<要望事項>

漁港等の整備

- (1) 市場施設の高度衛生管理対策や市営漁港の整備等に係る国県補助金の総額確保及び県営三崎漁港の振興に資する施設整備の推進等、6次経済の構築をめざした水産振興策に必要な支援をすること。

《措置状況》【環境農政局】

市場施設の高度衛生管理対策や市営漁港の整備等に係る国県補助金の総額確保については、引き続き国に予算要望をしていきます。

県営三崎漁港の振興に資する施設整備の推進については、引き続き、三崎漁港の管理者として岸壁の整備を進めるとともに、三浦市と連携しながら、「三崎のマグロ」を中心とした水産業の振興に取り組んでいきます。

.....

<要望事項>

- (2) 県西3市9町約54万人の魚食を支える小田原漁港について、特定漁港漁場整備事業（新港西側地区）の完成に向けた予算を確保し、円滑に事業を推進するとともに、市が行う公設水産地方卸売市場の再整備の検討に当たり、国・県等の関係機関との協議調整等において、必要な支援をすること。

《措置状況》【環境農政局】

小田原漁港については、引き続き国の予算確保に努めながら、事業の円滑な推進を図っていきます。

公設水産地方卸売市場の再整備については、引き続き、小田原市公設水産地方卸売市場再整備準備検討会に参加し、市や関係機関と連携を図るとともに、必要な技術的助言を行っていきます。